

No.69
2013.2 vol.20

産廃振興財団NEWS



環境と産業の未来のために

—CONTENTS—

- 廃棄物の循環利用・適正処理の推進に向けた新たな展開
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 梶原 成元
- 橋渡しの役割を担う
(公財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長 樋口 成彬
- 第19回全国担当者会議開催
- 都道府県の産廃対策 [シリーズ第9回]
ふじのくに廃棄物減量化計画の推進
- 第11回産業廃棄物と環境を考える全国大会開催
■ [特別寄稿] 災害廃棄物の速やかな処理を目指して
(独)国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター センター長 大迫 政浩
- 産廃振興財団のうごき
■ 財団設立20周年
■ 経営塾



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

廃棄物の循環利用・適正処理の 推進に向けた

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、平素より廃棄物・リサイクル行政の推進に多大な御理解と御支援をいただき、心から御礼申し上げます。平成25年の年頭に当たり、御挨拶申し上げます。

東日本大震災から2年が経とうとしておりますが、被災地の復旧・復興は、未だ道半ばの状況にあります。とりわけ、約1,800万トンもの膨大な量の災害廃棄物を迅速に処理することは、被災地の復興の大前提であり、平成26年3月末までに災害廃棄物の処理を完了させるという目標の達成に向けて、全力で取組を進めているところです。

岩手県及び宮城県では、31基の仮設焼却炉の設置に加え、公共事業に再生資材を活用するなど、最大限の県内処理を進めています。それでもなお処理が間に合わない分については、安全性が確認されたものに限り、全国の自治体や事業者の御協力を得て、広域処理を実施しています。

また、福島県では、特に被害の大きかった沿岸部を中心に、主として国の直轄または代行による処理を進めています。

こうした取組により、災害廃棄物の処理状況は、平成24年11月末時点で約34%まで進捗しており、今後も政府一丸となって取り組んでまいります。

一方、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質により汚染された廃棄物の処理も、非常に大き

な課題となっています。放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染廃棄物対策地域(平成23年12月当時の警戒区域及び計画的避難区域である区域等)内にある廃棄物や、環境大臣が指定廃棄物として指定した放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物については、国が処理を実施することとしています。

現在、地元の自治体や事業者の御協力もいただきながら、これらの汚染廃棄物の処理体制の整備を進めているところであり、住民の皆様が安全に安心して生活できるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

こうした大震災への対応も含め、現在の我が国の経済社会は、大変厳しい状況にあります。加えて、国際的な資源制約の顕在化や、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応など、廃棄物・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しつつあります。

このような状況の中、資源・エネルギー小国の日本としては、廃棄物・リサイクル技術をはじめとする我が国の優れた環境技術を積極的に活用しながら、「もったいない」に象徴される我が国の伝統文化の再認識や、生産から廃棄に至るまであらゆる経済活動における環境配慮の組み込みなど、より総合的・多角的な視点から政策を推進し、循環型社会への転換をさらに加速させていくことが重要です。

このため、現在改定作業中の循環型社会形成推進

新たな展開

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

梶原 成元



基本計画においては、特にリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安全・安心の取組強化、3R国際協力の推進、循環産業の海外展開支援などを重点課題に位置づける方針としており、平成24年度中の閣議決定を目指しております。

平成25年度政府予算案については、昨年末の総選挙と相まって、19年ぶりの越年編成が確実となりましたが、主要な政策課題に取り組むための所要額を確保すべく、調整を進めているところです。

具体的には、循環型社会形成推進交付金等を通じて、災害に強い廃棄物処理システムの構築や浄化槽の早期整備支援を進めてまいります。

また、本年4月には、有用金属のリサイクルを促進するための新たな仕組みとして、使用済小型電子機器等再資源化法が施行する予定です。本制度が円滑に施行され、環境の保全と資源の有効な利用が確保されるためには、多数の市町村の参加と、住民の御理解と御協力が不可欠です。このため、新制度に関する情報発信や、制度の導入支援を進めてまいります。

さらに、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法が見直しの時期を迎えることから、本年中に、施行状況の点検や所要の検討作業を行ってまいります。

PCB廃棄物については、平成13年の特措法施行以来、国が中心となって処理体制を整備し、処理を進

めてきました。しかし、新たに発覚した微量PCB廃棄物の問題などもあり、期限内の処理完了が困難な状況となったことから、昨年12月に処理期限を平成39年3月末まで延長するための政令改正を行いました。一刻も早いPCB廃棄物の処理完了に向け、引き続き処理体制の充実などに取り組んでまいります。

産業廃棄物の適正処理の推進については、優良産廃処理業者認定制度及び電子マニフェストのより一層の普及拡大に努めていくほか、昨年成立した改正産廃特措法において、法律の期限が平成34年度まで10年間延長されたことを踏まえ、都道府県等が実施する特定支障除去等事業が期限内に着実に完了するよう、特措法に基づく支援を進めてまいります。

このほか、国際的取組として、我が国の静脈産業の戦略的な海外事業展開を促進するとともに、アジア3R推進フォーラムの開催、アジア地域における循環資源の有効活用と環境負荷低減に資する廃棄物輸入の展開方策の検討などを進めてまいります。

以上、新しい年における施策の一端をご紹介させていただきました。被災地の復興と日本の再生に向けて、これら課題の一つ一つに全力を傾注してまいりますので、関係する皆様方の御理解と御協力を是非ともお願い申し上げます。

本年が皆様にとってよい年となりますよう、ますますの御発展、御健勝を祈念申し上げて、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。



橋渡しの役割を担う

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長
樋口 成彬

明けましておめでとうございます。旧年中は私も財団の事業運営に関しまして、格別のご指導・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。財団は昨年4月に公益財団法人に移行し、12月に設立20周年を迎えました。今年は気持ちも新たに皆様のご期待に応えるよう諸事業を行って参る所存ですので引き続きご支援とご協力を宜しくお願いいたします。

さて、景気が後退局面に入るとともに途上国経済の減速や欧州債務問題の長期化等内外の経済情勢は依然として今年も厳しく、日本がデフレ・円高を脱却し日本経済の再生を図れるかは予断を許さない情勢です。

とはいえ、産業廃棄物処理業を取り巻く事業環境は大きく変化してきております。まず、資源・エネルギー価格の高騰やレアアースの供給不安から動脈産業側においてリサイクルが推進されるとともに資源循環への関心が高まり、産廃副産物の原料化への取り組みなどが行われています。また、長引く円高や電力料金高騰での企業の海外進出の加速、人口減少、新規事業者の参入により産廃市場が縮小する一方、昨年7月より始まった再生可能エネルギーの全量買取制度や4月より実施される小型家電リサイクル法など廃棄物のエネルギー利用や再資源化を促進する諸施策により新たな市場機会も生まれています。さらに、災害廃棄物処理への取り組みや震災後の震災廃棄物処理の資源化に向けた選別ノウハウや重機や設備を備えた静脈インフラとしての社会的重要性も増しています。

このような産廃処理業を巡る激しい変化の中で、私どもの財団は、これまで国、地方自治体、産業界の3者の協力により設立された財団として、PCB等有害廃棄物処理や不法投棄の支障除去等の負の遺産の解消に取り組むとともに、次代を担う人材育成のための産廃経営塾、産廃処理施設整備のための債務保証、産廃処理業の優良化推進や処理業者公開情報を財団HPの「さんばいくん」を通じて提供するなど、この20年間に産廃処理業が従来の枠を抜け出して排出事業者と対等の立場で相互理解を深め、日本の新たな資源循環業として発展していくための諸事業を行って参りました。

引き続き、産廃処理施設の整備促進、処理業者の優良化の推進、産廃の適正処理や不法投棄の未然防止、産廃処理業の振興・発展に取り組むとともに、有害廃棄物対策の強化、とりわけ膨大な微量PCBの処理に欠かせない無害化処理認定施設の整備促進や水銀等へ取り組み、さらには東日本大震災に伴って発生した放射性物質に汚染された廃棄物等への取り組みに対してもこれまでの経験・技術・ノウハウを活かして、出来る限りの役割を果たしていく所存です。

これからも、国、地方自治体、産業界及び処理業界の4者の橋渡しの役割を果たしつつ、今後とも循環型社会の構築に向けて皆様のご期待に応えるよう諸事業を行って参りますので、本年も引き続きご支援・ご協力をお願い致します。

第19回全国担当者会議開催

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

平成24年10月11日(木)、12日(金)の両日、宮城県仙台市のホテルメトロポリタン仙台において「平成24年度廃棄物処理センター等全国担当者会議」を開催し、全国の自治体、廃棄物処理センター等の産業廃棄物関係のご担当者や、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長廣木雅史氏、宮城県環境生活部次長加茂雅弘氏、仙台市環境局長大友望氏をはじめ関係団体のご来賓をあわせ118名のご参加をいただきました。

会議は11日の午後から開始し、まず始めに、基調講演として環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長の廣木雅史氏から「産業廃棄物をめぐる現状と課題」についてご講演をいただきました。

その後議事にはいり、当財団適正処理推進部改田担当部長の司会で「東日本大震災への取り組み」について概要を説明した後、宮城県環境生活部廃棄物対策課兼震災廃棄物対策課技術副参事兼技術補佐(総括)の宮城英徳氏から「宮城県における災害廃棄物の処理について」、仙台市環境局震災廃棄物対策室参事の遠藤守也氏から「仙台市の被災状況と復旧に向けて」と題してご説明をいただきました。

休憩の後、当財団適正処理推進部藤田担当部長の司会で「不法投棄等支障除去事業の取り組み」について現状を説明した後、福井県安全環境部循環社会推進課最終処分場対策グループ主任の田中和利氏から「福井県敦賀市事案における支障除去への取り組み」について、千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課監視指導室主任主事の志賀二郎氏から「排出事業者適正処理責任を迫及した事例」についてご説明をいただきました。

最後に当財団技術部長田次長から「低濃度PCB廃棄物無害化処理の推進」について説明をいたしました。会議終了後は情報交換会を開催し多数の方にご参加いただきましたが、それぞれ事例報告等説明をされた方との意見交換や日頃お会いする機会のない方々が情報交換されるなど終始和やかな雰囲気の情報交換会でした。

翌12日はバス3台にて仙台市震災廃棄物井土搬入場(がれき処理場)の現地見学をしました。現地までの移動中に仙台市環境局の遠藤守也氏から、がれきの処理状況等について詳細な説明をいただきました。

車中から、津波により基礎だけを残した住宅や荒浜小学校の姿を目の当たりにして地震、津波の恐ろしさを再認識しました。

最後に、本会議の開催にあたり、準備の段階から多大なご協力をいただきました宮城県、仙台市並びに関係団体の皆様方に厚く御礼申し上げます。

(総務部)

東日本大震災への取組みについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0と国内観測史上類を見ない大震災となり、その地震に伴う巨大津波、さらに引き続いて発生した余震は、広域に深刻な被害を与えました。

環境省廣木課長の基調講演にありましたように、「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」(2012年8月末現在)によれば、被災3県のがれき量は約1,802万トン、津波堆積物を含む災害廃棄物等は

約2,758万トンに上ると推計されています。宮城県の災害廃棄物等推計量は1,873万トンで被災3県の7割近い量を占めています。今回の災害からの復旧は今なお進行中ではありますが、被災地における状況と取組みをできる限り共有し、今後の災害にどう備えるべきか考えていくことが重要です。

このため、宮城県と仙台市のご担当の方々より災害廃棄物と復旧に向けた取組みについてご紹介いただきました。(適正処理推進部)

宮城県における災害廃棄物の処理について

宮城県環境生活部震災廃棄物対策課 技術補佐(総括) 宮城英徳氏

宮城県から、震災廃棄物への県の対応、被災市町と県の役割分担、処理に際しての留意点、処理スケジュールと今後の取組み等についてご報告いただきました。最終処分先の確保等の課題についても触れられました。

① 震災の概要と被害の状況

平成23年3月11日14時46分、地震の規模はマグニチュード9.0(当初は8.8と発表されていた)、最大震度は震度7(県北の栗原市)、県全体では震度5以上の激しい地震に見舞われた。津波の高さは8.6m以上とされているが、ところによっては15m以上であったといわれている。

被害の状況としては、住家・非住家被害(平成24年9月7日現在)は、全壊が85,311棟、半壊が151,719棟、一部損壊が224,225棟、床上浸水15,475棟、床下浸水12,894棟、非住家被害27,251棟であった。また人的被害は、県内の死者数は1



宮城英徳氏

万人強、1,400人ぐらいの方が今なお行方不明となっている。

2 発災してからの県の対応

未曾有の災害であり、初動の対応のみならず中期的対応を含め、現有の組織では困難となったため、県庁内外の各所から人材を集め、3月14日に震災廃棄物処理対策チームを設置した。既存の廃棄物対策課を中心に、環境系技術職員、土木技術職員等から組織した(その他の対応含め図1参照)。

3 震災で発生したがれきの状況

今回は地震のみではなかったため、沿岸部では、発生したがれきに津波によって様々なものが混在している。中に何があるかわからず、掘り起こすと危険物が出てくるかもしれない。現実にはガスボンベの破裂や、農薬や有害物質が出てくるなど様々な問題が生じた。

発災当初は、行方不明者やご遺体の捜索活動が主であり、特に沿岸部では分別よりも、そのためのがれき撤去作業の位置づけであった。

倒壊家屋等には被災者の財産が混在している。津波被害では、家屋や車などはあらゆる場所に流出している。被災者で家を失くした方も自分の財産が山にあるのか海にあるのか全くわからないという状態であった。

- 震災廃棄物処理対策チームの設置(3月14日)
- 災害廃棄物の処理や燃料の円滑化について、国に要望
- 被災家電の処理方法を市町村に通知
- 災害廃棄物処理の基本指針策定(3月28日)
- 宮城県災害廃棄物処理対策協議会の設置(4月13日)
- がれき・衛生等に関する電話相談窓口の設置
- 災害廃棄物処理指針策定(5月)
- 被災自動車の処理方針策定(5月)
- 宮城県災害廃棄物処理実行計画(一次案)策定(7月)
- 東日本大震災による被災地域の環境・衛生等の確保に関する対応マニュアル策定(7月)
- 震災廃棄物対策課の設置(9月)
- 宮城県災害廃棄物処理対策協議会市町村長会において県内処理拡充への協力要請(24年4月)
- 県処理対象量の見直し(24年5月)
- 宮城県災害廃棄物処理実行計画(第二次案)策定(24年7月)

図1 発災後の県における対応

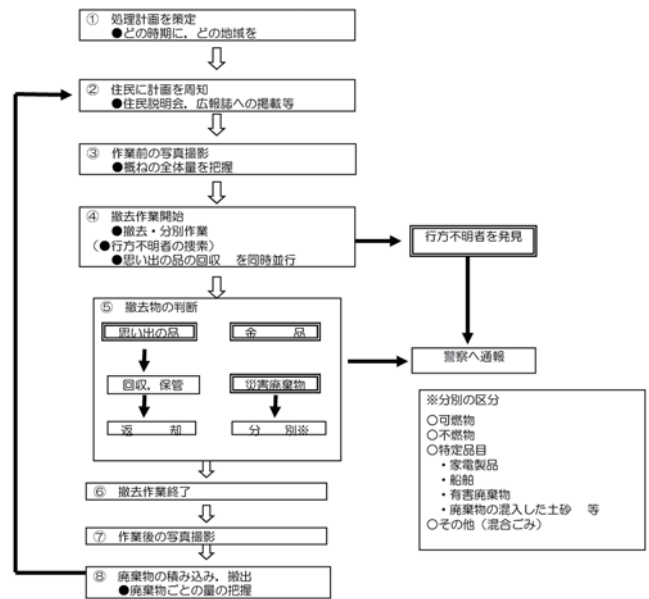


図2 災害廃棄物撤去作業のフロー図

4 災害廃棄物の撤去作業の工程図

通常は散乱しているがれきを生活環境に近接している場所から優先順位をつけて、いつどの地域を撤去するか計画を立てることから始める(図2参照)。残った家があっても、解体を待つ方、修理して直す方、相続手続きが先と言う方など色々なご意向の方がいらっしゃる。解体にも承諾が必要であり、計画立案後も住民の方に説明が必要である。国の支援を受けるには、撤去の前後に写真撮影等も必要。災害廃棄物の処理指針にも示しているが、撤去するものによっては特別な処理が必要なもの、所有者がはっきりするものは取り分ける、など留意が必要である。

5 災害廃棄物の処理方法

宮城県では、災害廃棄物の処理を国の「東日本大震災における災害廃棄物処理指針(マスタープラン)宮城県災害廃棄物処理の基本方針」及び「宮城県災害廃棄物処理指針」の方針に沿って行っている。

平成23年3月28日に宮城県災害廃棄物処理の基本方針を策定した。災害廃棄物処理に関する本県の考え方としては、処理主体は原則として市町

第19回全国担当者会議

村であるが、被害が甚大で自ら処理することが困難な場合には地方自治法の規定に基づく事務委託により、県が処理を行うこととした。

また、被災地の早期復旧、復興のためには、環境に配慮しながら、災害廃棄物を早期に処理することが重要であることから、概ね3年以内、平成26年3月までに実施することとした。

県が事務委託を受けて実施するブロックについては、当初市町が場所を設け、生活圏内の近隣からがれきを撤去するために設けたのが一次仮置き場で、県が事務委託を受けて行う二次仮置き場以降の処理については、施設計画、前処理、再生利用、焼却、最終処分まで、事業者からプロポーザル方式で技術提案を広く募った上で契約した。

県に委託せずに市町村において単独処理する場合も、これらの基本方針を踏まえつつ、それぞれの実情に合わせて柔軟に処理を推進している。

⑥ 処理に際しての留意事項

特に仮置き場の確保が最重要課題であった。沿岸部の被災地は地盤が下がっており、海に面しているところは満潮になると海水が入ってくる場所も多い。避難所に居る方に1日も早く仮設住宅に移り住んでいただくため仮設住宅の建設もしなければならない。また沿岸部では亡くなられた方の安置所も必要であり、そちらも優先された。県北はリアス式海岸が多く平地が少なく、がれきの仮置き場の確保が特に困難であった。

がれきには個人財産が混入しているので、特定は難しいが疑わしいものは別に分けておく必要がある。原則的には所有者の承諾を前提として行う。所有者不明である場合、廃棄物と判断せざるを得ないが、客観性をもって判断することがなかなか難しい場合もあった。

仮置き場では、日々の管理において、ハエ・悪臭対策など環境衛生への配慮、飛散・流出の防止、

さらに自然発火による火災が大きな問題になった。仮置きする場所が広く確保できないために止むを得ず10~20mぐらいまで積んだ場所もあり、時間の経過と共に内部で発酵が進み、自然発火による火災もあった。一度火がつくとなかなか消せなかった。沿岸部で海に近いところでは満潮時に海に流出してしまう場所もあったため、早期に片づける必要があった。

また当初、仮置き場の周辺で不審な車が見られるなどの苦情もあった。災害に便乗した不適正処理や盗難防止などの管理も求められた。

⑦ 業務委託

災害で発生した膨大な量の廃棄物を適切かつ限られた期間内に処理しなければならない。3年以内に処理を完了し、次の復興の事業につなげなければならない。そのために、全国から幅広くアイデアを募り、廃棄物処理業務全体をマネジメントしながら、確実かつ合理的に処理を行うことができる者を選定した。

民間企業の優れた技術力を活用し、最も優れた処理計画の提案者を受託候補者として選定することから、公募型プロポーザル方式を採用することとした。

⑧ 沿岸部被災市町と県の役割分担

被災市町が実施する部分は、一次仮置き場への搬入である。ただし、例えば金属の売却や、廃自動車など個別リサイクル法等の流れで処理をするほかは、市町の段階で仕分けを行っていただく。これ以外の、市町でできない部分は県が受託する。市町に担えない部分は様々であり、一次仮置き場以降の処理の全てを県に委託する町もあるが、例えば東松島市などでは、過去にあった地震の経験を生かし、地元の事業者で、ある程度発生現場や仮置き場内の廃棄物の分別の仕組みができていて、

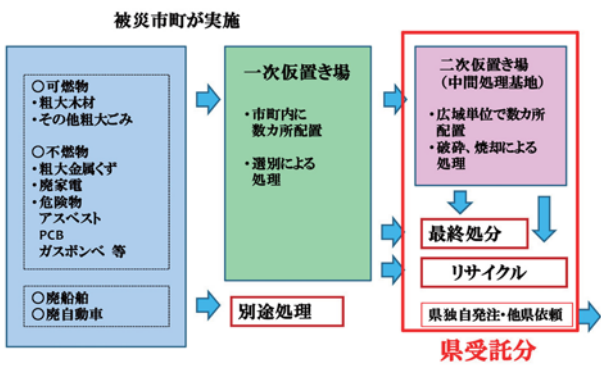


図3 沿岸部被災市町と県の役割分担

発災当初からすぐに分別作業が始められており、県には焼却だけお願いしたい、という状況であった。

一方、膨大な量のがれきが発生した石巻市などは、県が受託し、この県受託分をプロポーザル方式で特定建設業共同企業体(JV)に委託した。このほかに東京都や北九州市、仙台市など、受け入れのお申し出いただいた自治体には別途、女川町や石巻市等の可燃物の処理をお願いするなどご協力いただいたものもある。

◆ 災害廃棄物処理の基本的な考え方(県受託分)

基本方針により計画期間内に全ての処理を完了することが基本であるが、処理の基本理念として、まずリサイクルを徹底し、資源を有効活用し、最終処分するものを極力減らすことが大前提である。経済的な面では、地元処理の徹底、地元企業の活用等で地元雇用を充実させることとした。県内資

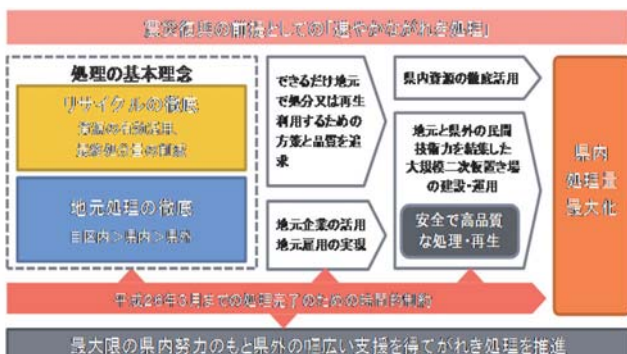


図4 災害廃棄物処理の基本的な考え方(県受託分)

源の徹底活用、安全で高品質な処理・再生を目指し、きちんと処理を完了する。

当初県ではプロポーザルは石巻地域をはじめとした県内4ブロックで処理を進めることとしていた。また、プロポーザルによる業者提案では広域処理も基本的に民一民間で受入了解いただいた業者に搬出する計画であり、実際には法に基づく自治体間の通知があれば他県の業者に搬出可能であった。しかし途中から福島原子力発電所事故による放射能問題により、県外自治体ではなかなか理解が得られず、県外搬出がほとんどできない状況となった。そうすると、県内処理をさらに最大化しなければならなくなった。しかし再利用可能なものを県内で再利用できずに、結果的に埋立処分するなどというような事態は極力避けなければならず、最終処分量が大きくなるようにしながら処理する必要があった。

・二次仮置き場の整備状況

気仙沼、石巻、宮城東部、亶理名取の4ブロックに、それぞれ大規模仮置き場を設けて一括して処理する予定であったが、石巻と宮城東部以外は分散型になった。4ブロック8処理区で計9つの二次仮置き場を設けた。仮置き場内設備としては、破碎選別設備、仮設焼却炉、土壌改質プラント等である。

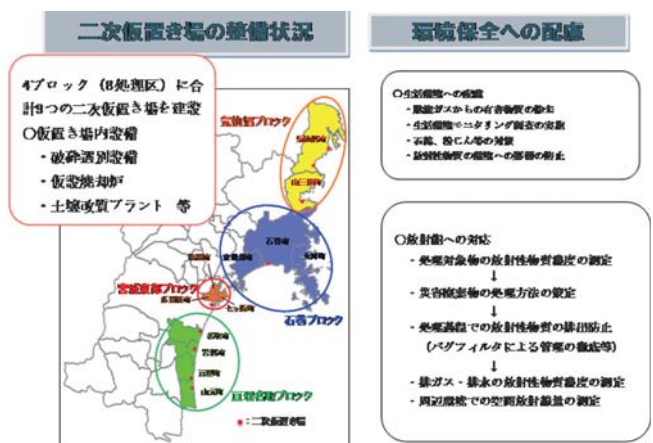


図5 二次仮置き場の整備状況

第19回全国担当者会議

・県受託処理分のマテリアルバランス

廃棄物処理＝焼却ではなく、リサイクルも当然やらなければならない。また焼却能力が1日あたり50～300万トンぐらいの焼却施設を全部で26基建設し、日量4,100トンほどの処理能力をもつ。処理完了まで毎日燃やしても140万トン程度にしかならない計算になる。このため焼却に回さないでリサイクルできるものは、例えば手作業であっても細かく分別して、再利用に回すようにしなければならない。

・災害廃棄物処理に向けた課題

実際に処理を進めた結果、可燃物が想定より少なかったなど、処理目標量に予定より早く達する見込みのブロック等もあるため、災害廃棄物処理連携協議会を作って、ブロック間で連携し、可燃物の焼却を他のブロックに委託するなど調整している。

例えば、内陸部市町村では津波被害はないが、地震による家屋倒壊などでがれき等が発生しており、自ら復旧に取り組んでいる状況にあるが、沿岸部で処理した災害廃棄物の受入につき最大限協力することを意思統一している。

⑩ 処理スケジュール

沿岸部の仮置き場の場所は全て借地である。特に気仙沼や南三陸では平地がなく、民地(農地)を地権者の方から1件1件ご承諾をいただいております。



図6 処理スケジュール

りした。仮設焼却炉は解体撤去し、整地して震災前の農地等に整備してからお返しすることとしている。原状復旧などに余裕をみながら早目に来年末までに完了させて、26年3月までにきちんとお返しすることとしている。

⑩ 今後の具体的な取組み

災害廃棄物についてはできる限り再生利用するが、再生利用ができないものとして、焼却処理によって発生する焼却灰や、アスベスト含有廃棄物、選別残渣等が想定され、これらについてはどうしても埋立しなければならない。

最終処分場の確保が、いま現実に直面している大きな課題である。

県内の使用可能な最終処分場が本当に少ない中で、日常の一般廃棄物の処分が日々行われている。県・仙台市にそれぞれ民間の産廃処分場もあるが、他の産業廃棄物を扱いながら、搬入車両台数が1日何台までという制限や地元との協定などもあり処理期間内に搬入ができる量は限られる。極力沿岸部を中心に最大限努力して埋立する。また再利用も含めて受入先が少ないという問題もある。

内陸に対しても、災害廃棄物の最終処分先の確保について現在お願いしているところが何箇所もあり、周辺住民説明会等を個別に行っている。説明していると、災害廃棄物ではなく放射性物質汚染対処特措法対象の指定廃棄物と混同され、放射能濃度の高いものを埋め立てるのではないかとの誤解から不安に思っておられる方もおり、簡単には理解が得難い状況もある。

災害廃棄物を焼却処理することによって生じる焼却灰については、埋立処分せず、できる限り造粒固化して再生利用することで最終処分量の抑制を行う。

焼却灰の再生利用は、当初契約時は4万トン程度しかなかったが、見直し時点で努力して27万ト

ン、その後さらに見直しして現在では再生利用量32万トンまで増やしている。再生できるものはある程度手間を掛けてもよいから再生に回すようにしており、当初契約時から変わっている。施設も、津波堆積物の付着した災害廃棄物から堆積物を除去し、風力選別、水洗等の施設を導入して再生量を増やし、資材化している。

今後、分別の徹底や再生資源化を促進するなど、処理方法のさらなる向上を図ることにより埋立処分量を削減するほか、県内における埋立量を増やすよう、さらに調整を行うこととしている。

📌 まとめ

宮城県では本震災で発生した膨大な量の災害廃

棄物の処理を平成26年3月までに適切かつ効率的に処理するために災害廃棄物処理実行計画を定めた。

災害廃棄物処理の中でできる限りリサイクル率を高め、最終処分する廃棄物を極力減らす努力と県内処理を優先することとしている。

県内処理を最大限行うが、現在お願いしている処理以外にも引き続き広域処理も必要であるため、今後も近隣自治体を中心に理解を得ながら進めてまいりたい。

さらに、これからの復興は、災害廃棄物の1日も早い処理が望まれる。宮城県の処理に関して引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東日本大震災 仙台市の被災状況と復旧に向けて

仙台市環境局震災廃棄物対策室 参事 遠藤守也氏

仙台市から、被災の状況、震災廃棄物の発生量、市の基本的な考え方、処理フロー、がれき類の処理体制、がれき処理のフロー、通常ごみ処理の取組み経緯、初動迅速化の5つのポイント、地元業界による処理、進捗状況等についてご報告いただきました。

① 震災廃棄物の発生量

がれきとしては、国交省の原単位を用いて、推計135万トン、津波堆積物としては、津波浸水エリアが5,000ha近くあり、その堆積物5cmぐらいの土砂の半分を処理しなければならないと考えて130万トン、合わせて265万トンと算出し、これが処理のターゲットとなった。この135万トンは仙台市の一般廃棄物の処理量の4年分に相当する(石巻は当初106年分のがれき量)。

この処理にあたっては、できるだけリサイクルを進め、撤去については、国の方針通り、宅地周りを中心に収集を始めて復興につなげていく、という方針を立てた。



遠藤守也氏

第19回全国担当者会議

発生総量	内 訳	
	品 目 等	発 生 量
約135万トン	コンクリート・アスファルトくず	61万トン
	木くず	24万トン
	金属くず	2万トン
	瓦・石膏ボード等	6万トン
	その他の可燃物(廃プラ、粗大)	7万トン
	その他の不燃物(粗大)	3万トン
	小 計	103万トン
	公共施設から発生するがれき等	31万トン
被災自動車(約9,700台)	1万トン	
その他	津波堆積物(土砂など)	130万トン

- ・津波浸水区域の流出家屋の棟数、解体・除去が見込まれる被災家屋の棟数
 - ・地震被害等により解体・除去が見込まれる被災家屋の棟数
- などから推計

図1 震災廃棄物の発生量

2 市の基本的な考え方、処理フロー

この135万トンをどう処理していくか、原単位を基に種類毎に推計値を出して、何がリサイクルでき、何を処理し、何を埋めるかについて分けし、どのような処理ルートでどのように輸送するか等について設計した。がれきをできるだけリサイクルするためには分別が必要であり、集める場所でまず可燃、不燃と資源に分け、2次仮置き場(がれき搬入場)では、さらに細かく10品目以上に分けるようにした。主にリサイクルとしては6品目(コンクリート・アスファルトくず、木くず、金属くず、家電4品目、自動車・バイク、タイヤ)を中心に行う。そのほかの混合可燃物、石膏ボード・

瓦・ガラスくず等は適正に処理することとした。

これらの集め方や処理方法であるが、仙台市の処理施設は、埋立処分場が1か所、焼却施設が600t/日のものが3か所ある。これらでがれきを受け入れると、交通渋滞を生じる。また、市民は避難所から自宅に戻るとまず掃除を始めるが、これを既存施設に入れると、渋滞が発生し、通常のごみ収集車両が入れなくなる。そのような話を、阪神大震災を経験した神戸市から事前に聞いていたので、自己搬入用の仮置き場を別の場所(内陸部中心)に設けた。そのほかに、がれき処理のために沿岸部3か所、計100haにがれき搬入場(二次仮置き場)を設置し、体制を整えた。

自己搬入用仮置き場には、市民の方がごみになった家財等をトラックなどで運んで来る。その際の具体的な分別方法として、既述の10品目程度に分別するため、トラックから降ろす順序を指示し、例えばガラス・陶磁器等、ブロック塀のブロック、金属くず、家電4品目等の置き場所を決めておき、トラックは周回して順次降ろしていくようにした。

3 がれき類の処理体制

がれき類の撤去にあたっては、時間の流れとともに集めるものが変わっていった。人命捜索が終わってから、不明者、ご遺体の捜索に変わるのが大体2週間を過ぎた頃からであった。この時からがれきの下にいる不明者を探すために撤去が必要

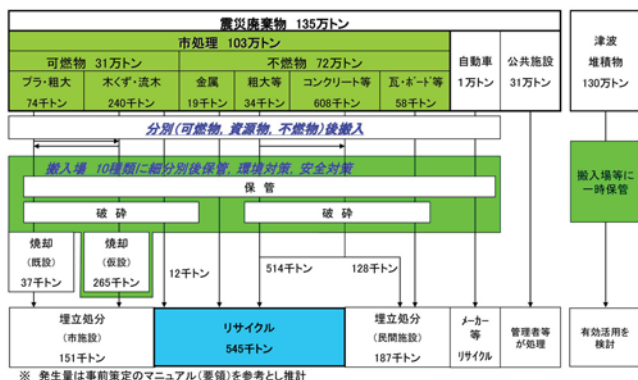


図2 震災廃棄物処理フロー

1. 不明者捜索に係るがれき類の撤去(人命隊)
2. 浸水地域の家財類の撤去(濡れごみ隊)
3. 道路啓開がれき類の撤去(道路隊)
4. 被災車両の撤去(車両隊)
5. 流出家屋等の撤去(がれき隊)
6. 損壊家屋の解体・撤去(解体隊)
7. 地震動による家財類の撤去(山ごみ隊)
8. がれき類の分別、破砕・焼却処理(搬入場隊)
9. 農地内のがれき類の撤去(農地隊)

図3 がれき類の処理体制

となり、消防・警察・自衛隊と一緒に撤去を始めた。

その次に、浸水地区では家財類を近くの公園等を集めて回収した。また、道路は、当初人命捜索のために1車線だけ啓開してあったが、がれきを搬入場に搬入するには往復で車が通行できる必要がある。そのため、2車線分の道路啓開のためのがれき類撤去が動き出した。同時に、道路に流出した車両の撤去も並行して行った。

道路が通れるようになってはじめて、宅地周りのがれきの撤去が始まった。また、損壊家屋の解体・撤去が始まり、さらに地震動による被害を受けた山側でも家財類の撤去が始まった。

4 がれき処理のフロー

がれきの処理は、仙台市の既存処理施設だけでは間に合わないため、リース契約で仮設の焼却炉を作った。平成23年5月16日に契約し、10月1日稼働を目指した。3年以内で処理完了としながらも、現実には2年半で処理しなければならないため、必要な処理量は400～500 t/日ということで、国内のプラントメーカーにヒアリングし、納期・価格を考慮して合計で480t/日の連続炉を作った。

また、がれき処理にあたっては、環境への配慮が大事で、特に阪神淡路大震災ではアスベストも非常に問題になった。その後土壌汚染対策法が施

行され、様々な環境規制が厳しくなっている。搬入場の中での土壌汚染防止については、アスファルト舗装や遮水シートを敷設した。アスベストについては密封保管のほか、モニタリングで環境影響をチェックしている。放射性物質についても、空間放射線量や焼却灰中のセシウム濃度をチェックしており、問題とはなっていない。

5 通常ごみ処理の取組み経緯

発災後の動きとして、大きくは2つあり、1つが既存のごみ収集処理体制の構築、次が新たに発生したがれきへの対応のための計画・処理、この2つが同時並行する。発災が冬であったため、生ごみの腐敗は、さほど早くないが、それでも1週間以内に集めないで支障が生じる。また住民避難所も新たな収集ターゲットになる。避難所のし尿については、次の日から対応が求められた。3月15日からは可燃ごみの「家庭ごみ」の回収を始め、その後施設の復旧に合わせて資源ごみの回収も順次再開していった。5月の初旬には通常のごみ収集体制に復帰した。その一方で震災廃棄物については、先ほどの市民自己搬入用施設は家庭ごみの収集に合わせて3月15日から受け入れており、人命捜索のがれき撤去や浸水エリアの家財等の回収も3月の下旬には始めている。

がれき処理は、人命捜索のがれき受入は一番造

○ 仮設焼却施設の設置

搬入場名	委託業者	処理能力	処理方法	試運転開始	本稼働開始
蒲生	JFE	90t/日	ローリーキルン	9月1日	10月1日
荒浜	川崎重工業	300t/日	〃	11月1日	12月1日
井土	日立造船	90t/日	チェーンストカ	9月10日	10月1日

○ 環境への配慮

- ・ 土壌汚染防止対策 … アスファルト舗装・遮水シート敷設
- ・ アスベスト対策 … アスベスト含有廃棄物等の密封保管、モニタリング
- ・ 放射性物質の測定
空間放射線量(平成23年7月～)
⇒ 各搬入場の敷地境界の測定値 0.05～0.12μSv/h … 市街地と大きな違いなし
放射能濃度(平成23年10月～)
⇒ 各搬入場の主灰の測定値 133～250Bq/kg、飛灰の測定値 300～800Bq/kg

図4 がれきの処理フロー

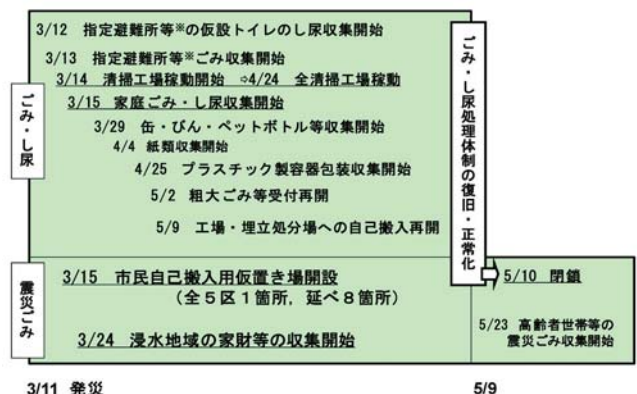


図5 通常ごみ処理の取組み経緯

第19回全国担当者会議

成が早かった蒲生で3月30日から受入を始め、3つの搬入場が受入体制が整い、道路啓開が進んだ4月22日から宅地周りのがれき撤去を開始し、損壊家屋の解体の申請は5月23日から受け付けた。

⑥ 初動迅速化の5つのポイント、地元業界による処理

今回初動が迅速にできた理由のポイントは5点あると思う。

まず、このような膨大ながれきは、自治体の人員、施設だけでは処理ができないことは明白であり、業者を使って処理をしなければならない。最初は民間事業者ボランティアに関わってもらったが、時間が経つと、お金がないと作業員も集まらず、契約行為が必要になる。そこで、3月18日に、主に焼却施設の復旧のために5億円、4月1日には仙台市の環境局が持っている1年間の予算規模100億円を市長専決で確保した。これを使って、がれき搬入場の造成やがれき撤去、仮設焼却炉の契約を進めていった。

2つ目が「迅速な意思決定」。市長まで決裁を上げて意思決定していく際に、施設の建設を行っている施設部や産廃処理を経験しているなど、局長が環境行政の長い職員を選び、その人間にまかせて、例えば部長を通すことなく、ダイレクトに意



○ 地元雇用の状況（平成23年12月）

事業等	雇用人数	実施主体
損壊家屋等の解体・撤去	370班 2,500人	環境局
がれき等撤去(農地・ブロック塀・がれき)	90班 800人	経済局・環境局
搬入場・仮設焼却炉の運営管理	180人	環境局
管理センター・コールセンター	60人	環境局
計	約3,500人	

※ 搬入場造成時の1日当たりの雇用人数は220人

図7 地元業界による処理

思決定していった。

3番目が一番大きいのだが、がれきは一般廃棄物と整理されているが、見た目からわかるように性状は全部産廃である。これを処理できる施設は仙台市の一般廃棄物の施設としては存在しない。分別して可燃物になれば市の焼却炉で燃やせるが、そのために土砂を払い落とす選別機はないし、持ってくる重機もダンプトラックもない。これではやはり民間にお願いするしかない、と判断し、地元業界と消防が防災協定を結んでいる建設業界にがれきの撤去、搬入場の処理については県産廃協会にお願いした。県産廃協会とは協定がなかったが、相談して、できるかどうか確認し、やっていただいた。

4番目としては、直営体制不足による他都市支援の調整・実施体制の構築である。市では、行革のなかでごみの収集は委託になっており、収集車両はほとんど保有していない。例えばし尿の収集は、全て業者に委託している。新たに避難所の収集などは、市域内の車両だけでは足りず、新潟市や京都市ほか様々な自治体からご支援をいただいている。

最後、5番目は、国との連携である。環境省の現地の対策本部、地方環境事務所と連携しながら、予算をどう見てくれるのか、どのような制度が今回の処理で支障になるのか、例えば再委託の問題

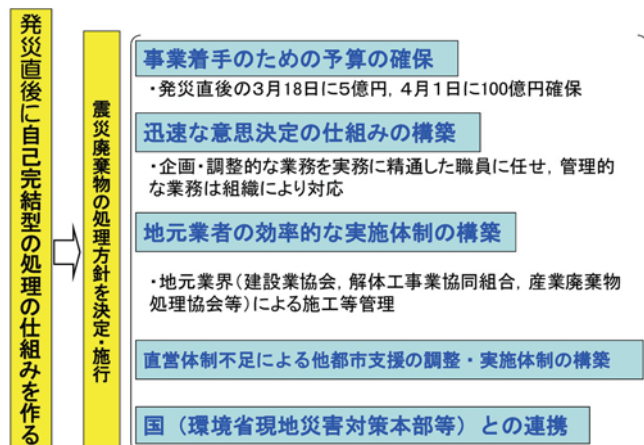


図6 震災廃棄物処理初動迅速化の5つのポイント

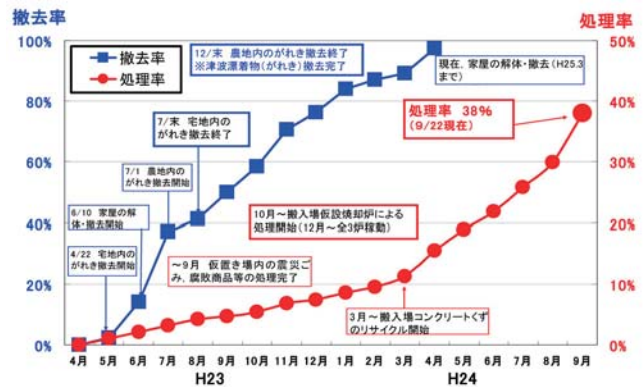
等について協議してきた。がれきの処理を進めながら、まさに自転車操業で制度改正やお金の工面をしたところである。また、当市では、全て地元業者を中心に、がれきの撤去、リサイクルから処理まで一貫してほしい。地元の各業者に仕事をしてもらうことで、国庫補助事業で受けたお金を地元を支払う。そのお金で地元の経済の復旧にもつなげよう、ということとした。

⑦ 進捗状況

がれきの撤去については、平成23年12月に前倒して終え、街の中にながれきの山はない。市民自己搬入用仮置き場は既に全て閉鎖しているので、がれきの山は先述の3か所の搬入場のみとなっている。

がれきのうち、最初に処理リサイクルできたのは金属くずの売却である。平成23年の1年間で7億円程度の売却収入があった。当初は放射能の影響で、 $0.3\mu\text{Sv}$ を超える金属は買い取ってもらえない、という評価があり、測ってみたところ幸いにして、売れることがわかった。そのような状況を受け、コンクリート、アスファルト、さらには自動車、これもしリサイクルに回せるという自信が持て、次々と契約を結んで処理しているという状況である。焼却処理を開始した平成23年10月頃からピッチが上がり、さらに、コンクリートがらの破碎、木くずのリサイクルも今年度から始まり、ここに来て処理率のグラフの勾配がさらに急になってきている。図8のデータは平成24年9月22日現在のもので、51万トンのがれき処理が完了している。率にすると38%である。

当市では、当初3つの仮設焼却炉で26万トンぐらい処理する予定だったが、解体木くずが塩の影響や放射能の影響がなく、燃料としてリサイクルでき、焼却量が大きく減った。この調子であれば焼却処理は平成25年の5月には終了する。リサイ



前倒して処理完了見込み⇒石巻ブロックからの可燃物10万t受け入れ(H24.7~)

図8 がれき処理の進捗状況

クルも平成25年夏ぐらいには全て終了する予定である。

一方、県内で最も困っている石巻ブロックでは、当初106年分、今でも50数年分とされるがれきが、まだ目の前にある。仮設住宅の前にも学校の裏にも、まだトン袋に入ったがれきが置かれている。

そこで、当市の処理が終わってから、がれきを受け入れるのではなく、今から受け入れてできるだけ早期の復興につなげていきたい、それが県内の市町村への支援になるであろうと考え、平成24年の7月から、石巻のがれきのうち直接焼却できる可燃物を10万トン受け入れることとした。

石巻ブロックのがれきを含め、平成25年の12月ぐらいには全ての処理が終わって原状回復して、26年度からの復興事業につなげるという流れとなった。

また、先ほどがれきと同じ量があると説明した130万トンの津波堆積物については、平成23年5月25日に環境省より資材としての利活用基準を出してもらった。農地の土砂混じりのがれきを集めたのが平成23年の夏、7月1日であったが、このような土砂をどうリサイクル処理するか考えていたが5月末に土木学会より土砂のリサイクルについて共に研究しましょう、というお話をいただいた。土砂には農地と宅地周りの2種類があり、そ

第19回全国担当者会議

れぞれについて成分や土壌的な性質を調べ、使えそうな目処が立ったため、環境省地方環境事務所に早く基準を定めていただくようお願いしていた。それが平成24年5月に出て、ごみからの卒業試験の項目がわかり、実際チェックしたら合格できたので、今年の7月から、国の東京港水面から7.2mのレベルまで盛土する海岸堤防に、また、林野庁が行う防災林の嵩上の盛り土材としても使っている。そして最後に、仙台市の復興事業として、搬入場の西側の県道を6m嵩上げして堤防機能を持たせる事業に使うこととし、具体的に、がれき・

土砂について全て活用先が決まったところである。仙台市の復興計画では、この3つの堤防で津波に対処しようとしている。

これまでのところ、処理は順調であるが、仙台市としては50%のリサイクル率をさらに向上すべく、今後とも分別をしっかりと行いながら、できるだけ処理スピードを上げて、次の復興事業につなげていきたいと思う。

これも、全国の自治体の皆さん方より様々なご支援があった賜物であり、厚く感謝するとともに、今後ともご支援をよろしくお願いを申し上げる。

不法投棄等支障除去事業の取り組み

■ はじめに

当財団は、平成10年7月に産業廃棄物適正処理推進センターに指定されており、都道府県等より不法投棄等の支障除去等事業への協力要請があった場合に産業廃棄物適正処理推進基金より資金の出えん等の協力を行っています。支援事業としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づく産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業)及び、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下、「産廃特措法」という。)に基づく支援事業)があり、その支援状況は、次のとおりです。

廃棄物処理法に基づく支援事業は、平成11年度より平成23年度までの13年間で延べ79件、複数年継続分を1事案とすると71事案に対して約3,138百万円余りの支援を行っています。

また、産廃特措法に基づく支援事業は、平成15年度より平成23年度までの9年間で延べ48件、8事案に対して約28,467百万円の支援を行って

行政が不法投棄等の支障除去事業を実施するには、①

産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われ、
↓ 現状把握・調査等、支障の特定 ※ 住民等との合意形成
かつ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、
↓ 対策工の選定 ※ 住民等との合意形成
廃棄物処理法第19条の5の規定に基づく措置命令が発出され、
↓ 行為者及び関与者への責任追及、
排出事業者・土地所有者等への協力要請、責任追及、
措置命令対象者への措置命令履行の指導
原因者等による支障の除去等、措置命令が履行されない場合、
↓ 措置命令対象者の告発、 ※ 住民等との合意形成
支障除去事業発注手続き等行政代執行の準備

2012_10_11 復興へ頑張ろう!みやぎ・ともに、前へ 仙台

行政が不法投棄等の支障除去事業を実施するには、②

都道府県等による行政代執行が実施される。
↓ 責任追及、資産調査、求償、差押え、モニタリング等管理

行政代執行が実施され、支障除去等の事業が終了した後は、行政による当該地の管理(全量撤去以外の支障除去等事業の場合:モニタリング等)や行為者等への責任追及が実施されなければならない。

↓ 行政代執行には膨大な労力と費用が必要となる。

※不法投棄等の未然防止対策の重要性の再認識、早期発見・拡大防止等及び行為者・関与者等による原状回復の実施が必要である。

支障除去事業の実施プロセスおよび必要事項

ます。

本年度の全国担当者会議では、支援実績のうち、産廃特措法による支援事業の事例として1自治体、廃棄物処理法に基づく支援事業の事例として1自治体にその取り組み状況などを紹介していただきました。

事例の発表に先立ち当財団適正処理推進部担当部長の藤田より、過去数年の事例発表内容や概要、各事案等の状況、各事案のポイント及び各支援事業の今後の状況についての説明を行いました。

また、行政が不法投棄等の支障除去事業を実施

するためのプロセスと必要事項について紹介し、行政代執行による対策工が終了しても事業自体は終了ではなく、その後、求償・差押え、費用回収等の地道な対応があり、事案発覚から、事業終了までに膨大な労力と費用が必要であること、不法投棄等の未然防止対策の重要性の再認識、早期発見・拡大防止等及び行為者・関与者等による原状回復の実施の必要性を報告しました。

その後、福井県、千葉市のご担当者から事例等の発表をいただきました。

(適正処理推進部)

福井県敦賀市事案における支障除去への取り組み

福井県安全環境部循環社会推進課最終処分場対策グループ 主任 田中和利氏

事案の概要 福井県	
不適正処理場所	福井県敦賀市檜曲
不適正処理時期	平成8年頃から平成12年までの間
行為者	Kクリーンセンター(株)
面積等	埋立面積：80,000m ² 埋立容量：約119万m ³
主な廃棄物	産業廃棄物(汚泥、シュレッダーダスト、燃え殻等)、一般廃棄物(焼却残渣、不燃性廃棄物)



田中和利氏

◆ 事案の概要

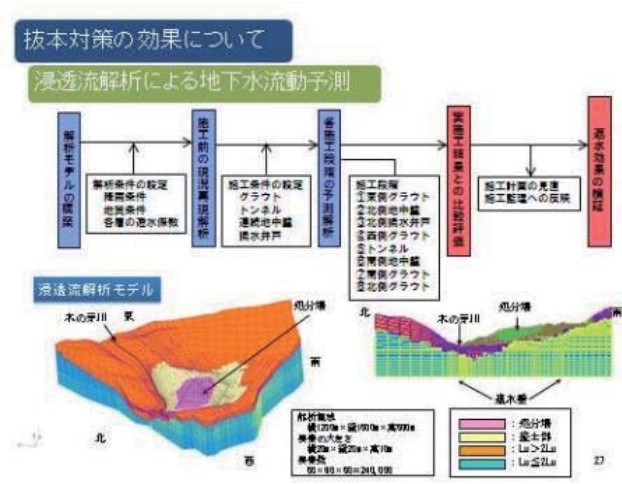
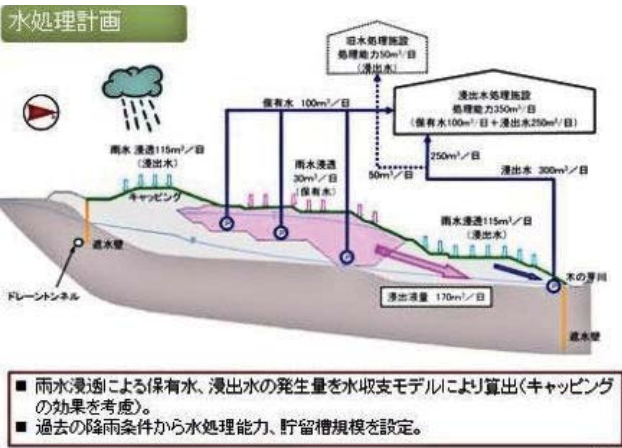
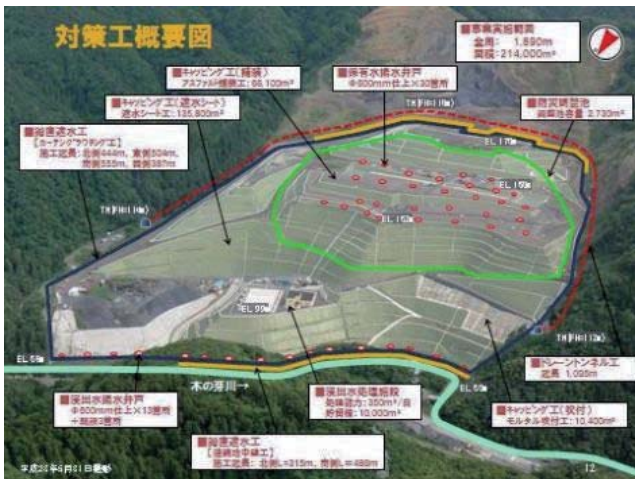
福井県敦賀市で昭和62年から廃棄物最終処分業を行っていたKクリーンセンター(株)が、平成8年頃から平成12年までの間、無許可で管理型最終処分場の容量を変更し、許可容量を大幅に超える処分を行った結果、処分場からの浸出液が処分場直下を流れる木の芽川に漏出した。

◆ 応急対策(原状回復支援事業)の概要

埋立地表層部に覆土を行うことで処分場内部への雨水の浸透を防止し、浸出液の漏水量の削減を



第19回全国担当者会議



図った。また護岸漏水防止対策として遮水壁、暗渠集水管、水処理施設を設置し、処分場から漏水した浸出液の木の芽川への流入を防止し集水・処理した。

5 応急対策の効果

覆土対策については処分場内の水位低下が確認され、漏水防止対策についても処分場下流においてビスフェノールAの濃度が減少し、それぞれ一定の効果は認められたが、処分場からの浸出液が木の芽川に漏出することを防止するための更なる対策を講ずる必要があった。

4 抜本対策の検討

目標を処分場から漏出した浸出液が木の芽川に流出することを防止するとともに、浸出液が早期に排水基準以下となるよう適切な対策を講じることに定めた。廃棄物対策は原位置での処理を選択し、自然浄化を基本とし、浄化促進の長所を取り入れることとした。また漏水防止対策としては、雨水、地下水の影響が最も少なく水量のコントロールが可能な全周遮水工および全面キャッピングを選択した。

5 抜本対策(特定支障除去等事業)の概要

浸出液の流出防止対策として遮水壁の設置および浸出水揚水井戸設置、浸出水処理とした。浸出液低減および浄化対策として遮水壁設置による地下水の流入抑制、ドレーントンネル設置による背面地下水の排除、キャッピングによる雨水浸透の抑制、保有水揚水井戸の設置、空気、水注入による浄化促進とした。

6 抜本対策の効果について

遮水壁外側の地下水位は、トンネルの掘削により低下、グラウチングの施工により上昇したが排水ドレーン孔の施工により再度低下し安定した。遮水壁内側の地下水位は、工種ごとの効果は判断し難いが、低下している。北側では遮水壁工事の進捗に伴い、地下水の堰上げが観測されたが、浸出水の揚水処理により水位が低下し、その後は木

の芽川の河床以下で水位を制御している。浄化促進対策の効果は、保有水原水の水質の状況としてBOD、T-N濃度には大きな変化は見られていないが、好気性分解の兆候として有機性窒素の分解によりT-NとNH₃-Nの差が小さくなる傾向が見られ、好気性分解由来のCO₂の増加によりIC/TC比が高い傾向が継続している。

◆ 今後の課題

廃棄物分解に伴う沈下への対応としてキャッピングのひび割れ、雨水排水路接続部の段差等があげられ、水量・水質の変化への対応として水処理施設の維持管理(水量・水質の管理)、旧水処理施設の老朽化等の課題がある。また保有水低下に伴う対応として、廃棄物への酸素供給に伴う温度上昇による地中温度の監視、揚水に伴う処分場の地盤沈下等が課題としてあげられる。

排出事業者適正処理責任を追及した事例について

千葉県環境局資源循環部産業廃棄物指導課監視指導室 主任主事 志賀二郎氏

事案の概要 千葉市

不法投棄場所	千葉県千葉市緑区
不法投棄時期	平成14年～平成18年
行為者	旧産業廃棄物中間処理業者
土地状況	行為者所有
主な廃棄物	廃プラスチック類、がれき類等



志賀二郎氏

◆ 事案の端緒

千葉県千葉市緑区で平成13年から産業廃棄物中間処理業を営んでいた者が平成14年頃から産業廃棄物を事業場内にたい積し始め、近隣耕作地所有者から畑に汚水が流入してくるとの苦情の申立てを受けたことにより、産業廃棄物を許可保管容量まで減量するよう千葉市が行政指導を行ったものである。

◆ 行政代執行事案の紹介

旧産業廃棄物中間処理施設は、廃プラスチック類等の破碎施設だった。たい積された産業廃棄物の総量は約54,000m³、高さが約18m、主な組成

は廃プラスチック類が40%、がれき類が23%である。

生活環境の保全上の支障は、①有害ガス(硫化水素・メタン)の発生、②悪臭及び③崩落・飛散・流出のおそれである。行政代執行には、平成24年1月31日に着手した。内容は、選別・撤去工で産業廃棄物約13,000m³を部分撤去した後に整形工で高さを約10mに低くし、最後に有害ガス対策工及



第19回全国担当者会議

び覆土工・緑化工を施工するものである。費用は、約5億円(3/4支援事業)である。

3 責任追及の基本方針

財政難下で約5億円の市税を投入すること及び3/4支援事業を受けるにあたり産廃振興財団から行政代執行の費用を低減するよう強い要請を受けたことから、千葉市は、費用の回収に最大限の努力をすることとなった。

まず、旧産業廃棄物中間処理施設の設置者及びその役員に措置命令を発した。しかし、設置者は、実質的経営者の死去及び膨大な債務のため、休業状態であった。そこで、排出事業者に費用負担を求めることとした。

排出事業者に対する責任追及を行うにあたっては、4項目(下図参照)からなる基本方針を定めた。

4つの基本方針

- 1 行政争訟を想定
- 2 疑わしきは排出事業者の利益に
- 3 自主撤去・費用負担を優先
- 4 排出事業者の名誉の保護

4 責任追及のプロセス

責任追及のフローを、下図のとおり定めた。

フロー

- 1 排出事業者の特定
- 2 18条報告徴収
- 3 自主撤去等依頼(合同説明会)
- 4 交渉
- 5 交渉結果

第1に、排出事業者として延べ289社を特定した。特定にあたっては、基本方針その1「行政争訟を想定」を踏まえ、「事業者が……委託内容どおりに産

業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度」であって記載内容の真実性が罰則により担保されている産業廃棄物管理票を根拠とした。産業廃棄物管理票は、平成21年、18条報告徴収により設置者から約5,000枚を提出させていた。

第2に、特定した排出事業者に18条報告徴収を行った。報告徴収事項は、①産業廃棄物管理票のA票・E票の写し、②産業廃棄物処理委託契約書の写し及び③産業廃棄物処理費の支払いが分かる帳簿等の写しであった。提出された資料に基づき、違反行為及び排出事業者適正処理責任の不履行(以下「違反行為等」という。)の有無を認定した。

第3に、自主撤去等を依頼する文書を送付した。送付先は違反行為等が認められた排出事業者であり、送付文の内容は①違反行為等が認められたこと、②自主撤去又は費用負担の依頼及び③応じていただけない場合における措置命令の発出及びその旨の公表の実施の告知であった。

排出事業者が延べ289社と多いことから、総搬入量の95%に相当する量の産業廃棄物を搬入した延べ86社を対象に合同説明会を開催した。排出事業者から強い指摘が続出することを覚悟のうえであったが、送付文で違反行為等が認められたことを明言していたことに加え、基本方針その4「排出事業者の名誉の保護」を踏まえて会場では排出事業者を全て番号で呼び匿名性を確保したことにより、逆に、排出事業者に千葉市の真剣さと配慮を実感してもらえた。結果、交渉が一気に進展した。

第4に、交渉は、電話又は来課で、自主撤去又は費用負担に応じるか、応じる場合の作業内容、日程調整等について行った。

排出事業者の反応の多くは、「そんな会社[設置者]は知らない。」「収集運搬業者に既に処理費を全部払っている。二重払いになるので応じられな

い。」等であった。排出事業者適正処理責任の原則について理解を得るのに時間を要した。交渉のポイントは、自主撤去量等の決定にあたり基本方針その3を踏まえたことと措置命令の発出及びその旨の公表を行わないことを約束したこととであった。

最後に、交渉結果は、自主撤去・費用負担に応じたのが125社(約11,000m³)、措置命令・公表を行ったのは9社(約1,000m³)。なお、措置命令発後に費用負担に応じた社が5社(約170m³)だった(平成24年9月現在)。費用負担額の算定は、自主撤去に応じた会社から提出された資料に基づき、収集運搬費・処分費の平均値とした。

④ 責任の認定

措置命令の二つの発出要件である違反行為(委託基準違反・産業廃棄物管理票違反)と排出事業者適正処理責任の不履行のうち、認定が困難であったのは後者であった。本事案は中間処理場であったことから、排出事業者の産業廃棄物が現地になお放置されていることを如何に認定するかが課題となった。

排出事業者の産業廃棄物を現地で特定することは、事実上不可能である。そこで、行政処分の方針の「当該現場のいずれかに当該廃棄物が含まれていることさえ特定できれば足りるものであること。」との記述及び産業廃棄物管理票制度上の措置義務(法第12条の3第8項)(右上図参照)の存在に再

着目した。産業廃棄物が適正に処理されたことの実体法上の立証責任は排出事業者が負うのであり、E票が排出事業者に戻却されていない場合又は返却されているが最終処分の欄が無記載か設置者の名称が記載されていた場合(委託内容が再生であったと認定できたときを除く。)においては、適正処理されたことが個別具体的に反証されない限り、基本方針その2を踏まえつつ、E票に係る産業廃棄物の不適正処理を認定することとした。

行政争訟としては、措置命令に対する審査請求が7件、排出事業者適正処理責任追及に係る公文書の不開示決定に対する異議申立てが1件ある。

産業廃棄物管理票制度に再着目

措置義務(法第12条の3第8項)「管理票交付者は…管理票の写しの送付を受けないとき、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき…は、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。」

⑤ 反省点

責任追及の開始が遅かったため、証拠書類の散逸又は保存期間の満了により責任追及が困難になった。また、人的体制の整備が遅れた(当初は専任1人兼任1人。現在は専任係4人を設置)。

低濃度PCB廃棄物無害化処理の推進

環境省では、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行されてから10年が経過したことから、

同法附則第2条を踏まえ、平成23年10月から平成24年8月まで9回にわたり「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を開催して、施行状況の検

第19回全国担当者会議

討等を行ってきました。その検討結果は「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」とする報告書にとりまとめられ公表されました。同報告書では、微量PCB汚染廃電気機器等の処理について、今後も無害化処理認定制度を着実に運用して処理能力の増強に努めること、また微量PCB汚染廃電気機器等以外の比較的濃度が低い汚泥や活性炭等のPCB汚染物等についても無害化処理認定施設を活用して処理の促進を図ることなどが提言されました。これを受け、環境省では平成24年8月10日に「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃

棄物及び産業廃棄物」及び「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等」の一部を改正する告示を公布しました。同告示により、無害化処理認定の対象廃棄物として新たにPCB濃度が5,000mg/kg以下の汚染物等が追加されるとともに、対象廃棄物の名称が「低濃度PCB廃棄物」に変更されることになりました。

当日は進展する低濃度PCB廃棄物の無害化処理の現状と課題を紹介し、今回の告示改正に至った経緯と処理推進に向けた取り組みの現状を説明しました。
(技術部)

低濃度 PCB 廃棄物無害化処理の推進について

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団技術部 次長 長田 容

① 無害化処理認定フロー

産業廃棄物の無害化処理に係る特例制度は、石綿廃棄物の処理推進を目的に平成18年に制定され、平成21年11月の廃棄物処理法施行規則の一部改正によって微量PCB汚染廃電気機器等もその対象に加えられた。

同制度は、高度な技術を用いて処理を行おうとする者がその計画を環境大臣に直接申請して認定を受けるものであり、都道府県知事及び政令市の長の許可を不要とするものである。認定にあたっては、環境省がこの分野の専門的知識を有する者からなる委員会に諮り、申請の内容が安全かつ確実な無害化処理を行うに足るものであって、施設周辺の生活環境に影響を及ぼさないものであるかどうかを詳細に審査することとしている。

無害化処理認定の手続きフローを図1に示す。無害化処理認定申請書には、処理施設の構造及び維持管理に関する事項を記載するとともに、実証試験の結果及び生活環境影響調査結果を添付する



出典: 環境省第5回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討会資料(H24.3.6)

図1 無害化処理認定フロー

ことが求められている。これらの技術的内容に係る事項は専門委員会で審議され、また環境省にて法で要求する基準等の適合状況を確認していずれも適合していると判断されたものが正式に受理されて1ヶ月間の告示・縦覧に供される。縦覧後は、関係する自治体及び利害関係者からの生活環境影響に係る意見の聴取・受付が行われる。さらに、それら意見に対する申請者の回答等を受けて専門

委員会の委員、環境省及び関係自治体による現地調査が行われ、再度専門委員会の場で総合的に審査され、的確と判断されたものが認定となる。

微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設等

平成23年度末までに無害化処理施設として認定を受けた事業者は、(財)愛媛県廃棄物処理センター、光和精鉱(株)、(株)クレハ環境、東京臨海リサイクルパワー(株)及びエコシステム秋田(株)の5社であったが、その後、平成24年5月に神戸環境クリエート(株)が、また同年6月には(株)富山環境整備が認定され、現時点で7事業者が認定されている。その他、岡山県知事の許可を受けたエコシステム山陽(株)を加え、現在、8事業者の施設において微量PCB汚染廃電気機器等の処理が行われている(図2)。このように、処理施設数は増えてきてはいるものの、半数は絶縁油だけを処理する施設であり、トランスやコンデンサ等の廃電気機器本体を処理可能な施設数と処理能力は保管されている数量に対して著しく不足しているのが現状である。今後はこれら機器の処理能力の増大に加え、処理施設が保管場所からさほど遠くない地域にバランスよく設置されていくことが期待される場所である。

事業者名	設置場所	処理の方法	廃棄物の種類※1				
			絶縁油	トランス・A'-類	トランス	コンデンサ	その他機器
愛媛県廃棄物処理センター (平成22年6月)	愛媛県新居浜市	焼却 (0-1t-1t式焼却溶融炉)	○			○ (20kg以下)	○
光和精鉱 (平成22年12月)	福岡県北九州市	焼却 (0-1t-1t式焼却炉及び固定床炉)	○	○	(1t以下)	(1t以下)	○※2 (1t以下)
クレハ環境 (平成23年2月)	福島県いわき市	焼却 (0-1t-1t式焼却炉)	○				
東京臨海リサイクルパワー (平成23年6月)	東京都江東区	焼却 (流動床式焼却炉)	○				
エコシステム秋田 (平成23年11月)	秋田県大館市	焼却 (0-1t-1t式焼却炉)	○				
神戸環境クリエート (平成24年5月)	兵庫県神戸市	焼却 (0-1t-1t式焼却炉)	○				
富山環境整備 (平成24年6月)	富山県富山市	焼却 (0-1t-1t式焼却炉及び固定床炉)	○	○	○		
エコシステム山陽 ※岡山県知事許可 (平成23年8月)	岡山県美咲町	焼却 (台車式連続炉方式)		○	○ (投込済のもの)	○ (投込済のもの)	○ (投込済のもの)

※1 いずれも微量PCB汚染絶縁油に係るものに限る。 ※2 リアクトル・変成器、アブソーバ (平成24年9月末現在)

図2 微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設等

低濃度PCB廃棄物の焼却実証試験実績

PCB廃棄物の処理を行う日本環境安全事業(株)(JESCO)では、日々の活動に伴って活性炭や防護服等の二次廃棄物が大量に発生している。これらを同社の処理施設で処理すると、本来処理すべき高圧トランス・コンデンサ等の処理が滞ってしまうことが懸念されている。また、JESCOだけでなく、PCB入りの機器を取り扱っていた事業所においても、ウエスや防護服、汚泥等のPCB汚染物が発生しており、今まで処理先がないため保管が続けられている。これらの廃棄物は可燃性のものが多いことから、低濃度であれば産業廃棄物の焼却施設において焼却処理することが合理的であると考えられる。

そこで環境省では、中央環境審議会に設置された「微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」のとりまとめ報告において、「その他のPCB廃棄物の処理についても実証試験をさらに実施してPCB廃棄物の処理体制を検討していくことが望ましい」とされたことから、既設の産業廃棄物焼却施設にて、汚泥や防護服等の低濃度の汚染物等を対象にした焼却実証試験を平成21年度から実施してきている。実証試験では、PCBの濃度レベルを段階的に上げ、また処理品目を順次増

廃棄物の種類	種類(試験試料)	PCB濃度範囲(mg/kg)	炉形式	二次燃焼炉内温度(固定床炉内温度)
汚泥		14~120	ロータリーキルンストーク炉	1,100℃
		60~110	固定床炉+二次燃焼炉	1,100℃(850℃)
廃活性炭		0.2~3,200	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
		79	固定床炉+二次燃焼炉	1,100℃(850℃)
マスク吸収体(活性炭含む)		0.5~74	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
紙くず	アルコールティッシュ	0.4~540	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
	ウエス	7.3~1,100	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
繊維くず		0.24~3.8	固定床炉+二次燃焼炉	1,100℃(850℃)
	フィルター(保温材)	11~470	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
廃プラスチック類	化学防護服	5.1~3,300	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
	マスク面体	3.3~67	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
	インナー手袋	1.6~1,900	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
	安全靴、長靴	1.3~350	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
	仮設ホース	290	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
	養生テープ	170~240	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
	PE・PPシート	17~1,800	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
	ゴム類(合成ゴム)	24	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
	硬質プラスチック	5,200	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
	産酸・産アルカリ	産アルカリ	1.5~2,700	ロータリーキルン式焼却炉
PCB処理物	紙くず・木くず・アルミ	7.1~5,000	ロータリーキルン式焼却炉	1,100℃
			ロータリーキルン式焼却溶融炉	1,100℃

図3 低濃度PCB廃棄物の焼却実証試験実績

第19回全国担当者会議

やしながら、平成23年度末までに5か所の施設で合計10回実施してきた。今まで試験に供したPCB汚染物等のリストを図3に示す。このように、PCB濃度が最高5,200mg/kgの汚染物であっても燃焼温度1,100℃以上、ガス滞留時間2秒以上の条件で通常の産業廃棄物と混焼することによって、安全かつ確実に処理できることを確認している。

4 「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」の一部改正

低濃度のPCBを含む汚染物等の焼却実証試験の結果を踏まえ、環境省では今年8月10日に、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」及び「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等」の一部を改正する告示を行った。告示改正前後の内容を図4にまとめて示す。今回の改正の趣旨は、

従来の微量PCB汚染廃電気機器等に加えて、PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃棄物も無害化処理認定施設における処理対象物に加えた点とこれらの廃棄物を「低濃度PCB廃棄物」と総称した点が挙げられる。

今回の告示改正によって、国内に存在するPCB廃棄物の多くのものに処理の道が開かれることになる。今後、無害化処理認定施設におけるこれらの廃棄物の処理を着実に進めるため、今までの実証試験が1,100℃以上で行われてきたことから、それよりも低い温度条件で無害化されることを確認する実証試験を行うとともに、濃度上限が規定されたこれら廃棄物を安心して無害化処理施設で受入れられるように、固形の廃棄物中のPCB濃度を確実に測定する方法等について引き続き検討を行っているところである。

PCB廃棄物	従来の処理対象物 (2009年告示改正)	2012年8月の告示改正により追加
廃PCB等	微量PCB汚染絶縁油	● PCBの量が廃PCB等1kgにつき5,000mg以下のもの
PCB汚染物	「微量PCB汚染絶縁油」が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであって、塗布され、又は染み込んだPCBの量がこれら1kgにつき5,000mg以下のもの ● 廃プラスチック類であって、付着し、又は封入されているPCBの量がこれら1kgにつき5,000mg以下のもの ● 金属くず、陶磁器くず、コンクリート破片等不要物(金属くず等)であって、PCBの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1kgにつき5,000mg以下のもの
PCB処理物	上記に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃油であって、PCBの量がこれら1kgにつき5,000mg以下のもの ● 廃酸又は廃アルカリであって、含まれるPCBの量がこれら1kgにつき5,000mg以下のもの ● 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであって、塗布され、又は染み込んだPCBの量がこれら1kgにつき5,000mg以下のもの ● 廃プラスチック類であって、付着しているPCBの量がこれら1kgにつき5,000mg以下のもの ● 金属くず等であって、PCBの量が金属くず等に付着している物1kgにつき5,000mg以下のもの

図4 「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」の一部改正

都道府県の 産廃対策

第9回

静岡県

ふじのくに廃棄物減量化計画の推進

静岡県暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

静岡県では、資源の循環利用を促進し、廃棄物の発生を抑制するとともにその適正な処理をより一層推進していくため、平成23年3月に「ふじのくに廃棄物減量化計画」を策定しました。本計画では、「もったいない!!“さらに1割”ごみ削減」をスローガンに、ものに感謝し、ものを大切に「もったいない」の精神を高揚し、継承していくことにより環境に配慮した暮らし方や事業活動が定着することを目指しています。

ふじのくにエコショップ宣言制度

平成23年1月に創設した「ふじのくにエコショップ宣言制度」について、制度の概要、現状等を紹介いたします。

■制度の目的

販売店における3Rや環境配慮につながる商品やサービスの提供を促し、消費者にそれらの

情報を適切に提供することによって、環境にやさしいビジネススタイル、ライフスタイルの普及を目指しています。

■制度の概要

①3Rや環境配慮に取り組む販売店等が、“宣言”という形で取組情報を「ふじのくにエコショップ宣言」HPに登録します。

＜区分＞販売店(エコショップ)、飲食店(エコレストラン)、宿泊施設(エコホテル)

＜申請＞ふじのくにエコショップ宣言HP申請画面から取組内容等を直接入力

＜登録＞環境配慮の取組を3項目以上(販売店は5項目以上)宣言する。

例)

- ・容器包装の削減（包装の簡素化、詰替商品の販売、商品の量り売りなど）
- ・マイバッグの促進（レジ袋有料化、ポイント制、



エコショップ宣言ステッカー

買い物かごレンタルなど)

- ・規格外製品の販売（規格外品、消費期限の近い商品等の割引販売など）
- ・資源物の回収促進（トレイ、牛乳パック、ペットボトル等の回収など）
- ・リサイクル商品の販売（リサイクル品・エコマーク品の販売など）
- ・環境配慮型製品の使用（包装紙やチラシなどに再生紙を使用など）
- ・地産池消の促進（地場商品の販売や、それらを使った料理の提供など）
- ・3Rへの支援（フリーマーケット

ット等の実施など)

- ・地球温暖化の防止（省エネルギー(LED利用など)の実施など)
- ・その他（創意工夫による取組）

②県民にとって環境に配慮した消費行動の選択の参考になるよう、登録内容をHPで掲載しています。

[ふじのくにエコショップ](#) [検索](#)

③HPに記載される情報

店舗情報：名称、所在地、地図、連絡先、交通アクセス
他

エコ特典：お店が独自に提供しているお得なサービス

例) 小盛メニューの設定、地元産の野菜の提供、マイバッグ持参でポイント、マイはし持参の方に〇円引き、マイボトル持参の方に〇円で給茶、消費期限の近くなった商品の格安販売、理由あり商品(皮むけなど)の販売、自転車・バイク等の修理再生、工場等での材料の切れ端をサービス販売、傘・靴・鞆の修理、味噌の量り売り、公共交通機関で来店の方にサービス など
その他：お店のオススメ、お店からのお知らせ(新商品、イベント告知など)



エコ特典

■制度の状況

制度創設時(H23年1月)に、平成25年度までに450店舗を目標としてスタートした本制度でしたが、現在既に800店舗を超える“宣言”が行われました(平成24年末時点)。

登録(宣言)店の活動を紹介する専用HPへは毎日100件以上のアクセスがあります。

■各主体のメリット

登録(宣言)店

専用HPで活動をPRできる。店舗の広告ツールとして活用できる。

※HP記載情報を更新すればHPのトップの“新着情報”にアップされる包装資材購入費や廃棄物処理費の削減ができる。

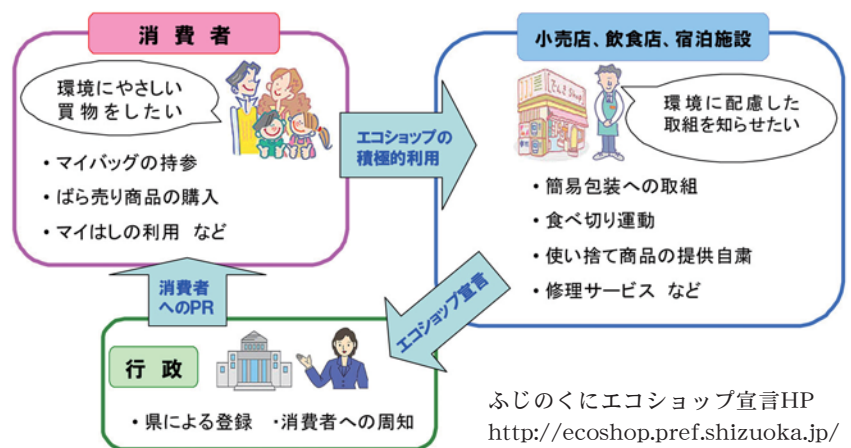
光熱水費の削減ができる。など

消費者

エコ特典の取得
家庭ごみの削減 など
社会・行政
ごみ排出量削減
環境教育・啓発の推進
など

■登録(宣言)店は発信基地

登録店の活動が“エコ”になることはもちろん、登録店の活動が“消費者”に接するとき、“エコショップ”が“エコの発信基地”になり、多くの消費者の生活が“エコ”になることが究極の目的です。



ふじのくにエコショップ宣言HP
<http://ecoshop.pref.shizuoka.jp/>

エコショップ宣言フロー図

静岡県リサイクル製品認定制度

創設して8年が経過した静岡県リサイクル製品認定制度の現状、展望について紹介します。

■制度の概要

リサイクル製品の利用を進めることにより、廃棄物の減量と再利用を進め、循環型社会の構築を目指すことを目的として、平成17年度に創設しました。

リサイクル認定製品は、品質や環境安全性についての基準を満たしたもので、現在までに再生土木資材など41品目が認定されています。

■認定の基準

対象となる製品は、県内で製造又は販売されている製品です。認定の基準は、安全性の確保の面から、重金属や揮発性有機化合物などは国の定める基準値以下であること、品質の確保の面から、JISやエコマーク等の品質基準に準拠すること、また廃棄物使用割合の面から、県のグリーン調達基本方針等に定める廃棄物使用割合を満たすこととしています。

■認定状況

制度がスタートして数年は土木資材がほとんどでしたが、現在、土木・建築資材31製品、日用品10製品が認定されています。静岡県の基幹産業である製紙業界からティッシュペーパー、

トイレットペーパーや包装紙をはじめとして、これらをリサイクルするときに副産物として発生するペーパースラッジを原料とした土木資材もあります。また、間伐材等の木質由来の再生品も多く、グラウンド用の不活性土壌基盤材、法面の緑化用の生チップ、木製残存型柵や木製ガードレールなど周囲の環境と調和した景観を演出する製品も認定しています。また、日用品の中では廃プラスチックを原料としたごみ袋や植木鉢が認定を受けています。今後、こうした日用品を中心とする製品の申請が増えるものと思われます。

■申請状況

平成24年度第1回審査会を9月に開催し、新規8製品、更新2製品を認定しました。相談件数については年々増えており、リサイクル製品認定制度が浸透してきたことを実感しています。

■認定製品の安全性の確認

県では、申請された製品について、安全性に係る各種検査の数値が基準を満たしているか等審査を行い、また、製造工程等の確認は現地調査を行っています。そして、認定後は、年に一度、基準への適合状況について事業者から報告を求めるとともに、事務局が定期的に現地調査を行っています。



認定製品のサンプル展示

建設技術フェア 2012 in 中部

■認定製品の周知

各種イベントへの出展、業界団体への訪問による周知活動を行っています。また、県・町の公共工事・事務用品発注担当者へ利用の呼びかけを行っています。制度については浸透しつつあるので、製品内容を重点に置き説明を行っています。認定事業者の優先利用の期待もあり、応えていきたいと思っています。

■モデル工事

平成22年度から公共工事においてリサイクル認定製品を使用したモデル工事を県交通基盤部とタイアップしてスタートしました。平成22年度は17工事、平成23年度は25工事实施し、本年度は40工事を目標としています。土木・農林・建築の技術職員を対象に説明会や工事施工現場見学会を開催し、製品の理解を深めています。



モデル工事(護岸工事)

認定製品(積みブロック)を使用



工事現場見学会

認定製品(木製残存型枠)を使用した治山工事

また、工事発注時の事務軽減を図るため、静岡県リサイクル認定製品単価を静岡県建設資材等価格表に掲載し、現場等の使用条件が合えば、設計書に反映しやすいように配慮しています。

■今後、取り組むべき課題

公共工事で認定製品を利用するにあたって、製品比較のため同じ用途の製品が複数必要と、県・市町の発注担当者から要望があります。事業者の皆様には積極的に申請していただきたいと思ひます。

また、日用品の認定品目が増えてきておりますので、一般の方にも静岡県産のリサイクル製品を利用していただけるよう、我々事務局も努力していかねばならないと思ひます。

認定事業者は地元企業が多く、認定事業者が試行錯誤の末、独自の技術で開発した製品が多いのが特徴です。是非、官公庁の

みならず民間企業の皆さんにも利用して欲しいですね。制度や各認定製品については、県のHPを御覧いただければと思ひます。ユニークな製品が満載の認定制度となるよう取り組んでいきます。



■静岡県リサイクル製品認定制度HP■

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/ipaikakari/risaikurunintei/top01.html>

■問合せ■

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL054-221-2426 FAX054-221-3553



第11回

産業廃棄物と環境を考える全国大会

開催される

平成24年10月26日(金)に(公社)全国産業廃棄物連合会、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の3団体の主催により、東京都において「産業廃棄物と環境を考える全国大会」を開催いたしました。

本大会は、地球規模の環境問題や循環型社会の形成等について、行政担当者、事業者、学識経験者、市民などの各界の皆様と一緒に考えることを趣旨として、平成10年より開催しているものです。

今回は特に、東日本大震災で発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理等について、下記の通り講演とパネル討論会を実施しました。環境省、東京都のご後援をいただき、601名のご参加のもと、盛況のうちに終了しました。

なお、次年度は、平成25年11月8日(金)に三重県志摩市(伊勢志摩ロイヤルホテル)で開催する予定となっております。

プログラム

開催日時 平成24年10月26日(金)13:30~17:45

開催場所 ホテルニューオータニ「鶴西の間」

13:30 開会

14:00 環境大臣表彰式典

14:30 基調講演

テーマ 「災害廃棄物処理の現状と課題」

講師 梶原成元(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)

15:45 パネル討論会

テーマ 「災害廃棄物の速やかな処理を目指して」

コーディネーター

大迫政浩((独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターセンター長)

パネリスト

廣木雅史(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)

木村尊彦(東京都環境局 廃棄物対策部長)

門脇生男((社)岩手県産業廃棄物協会 会長)

鈴木 昇((社)宮城県産業廃棄物協会 会長)

高橋俊美((社)東京産業廃棄物協会 会長)

「災害廃棄物の速やかな処理を目指して」



(独) 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター
センター長 大迫政浩

1. はじめに

(公社)全国産業廃棄物連合会、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の三団体の主催で、平成24年10月26日(金)に第11回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が東京都内のホテルニューオータニで開催された。第11回大会は「災害廃棄物の速やかな処理を目指して」と銘打たれたテーマで、環境大臣表彰式典後の環境省廃棄物・リサイクル対策部長梶原成元氏の基調講演が行われた。その後、環境省、東京都及び今般の東日本大震災被災県等の産業廃棄物協会からパネリスト(表1)を迎え、パネル討論会が開催された。筆者がパネル討論会のコーディネーターを務めたが、有意義な討論が行われたことから、本誌面をお借りして概要を報告したい。

表1 パネル討論会の参加者

コーディネーター	
大迫政浩	(独)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長
パネリスト	
廣木雅史	環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長
木村尊彦	東京都環境局廃棄物対策部長
門脇生男	(社)岩手県産業廃棄物協会 会長
鈴木 昇	(社)宮城県産業廃棄物協会 会長
高橋俊美	(社)東京産業廃棄物協会 会長

2. 各パネリストからの話題提供と討論概要

東日本大震災において浮き彫りとなった災害廃棄物の処理に係る課題(制度的問題、技術的問題、災害廃棄物を取り巻く社会環境的な問題等)と、処理の進捗状況にかかる評価等、さらには、今回の震災を教訓にして、今後の望ましい災害廃棄物処理のあり方や将来像について、各パネリストのそれぞれのお立場から話題提供を頂き、討論を行った。なお、討論の途中で(社)福島県産業廃棄物協会の佐藤俊彦会長から県内の状況等に関するコメントを頂いた。

環境省の廣木氏からは、災害廃棄物処理に係る国の施策、取組について説明がなされた。処理事業に対する補助率の嵩上げの特例措置や処理支援体制の整備(人的・技術的支援)、特別措置法の制定(国よる代行)、その他各種指針等の策定について個別に概要説明があった。これまで経験したことのない未曾有の災害に対して、試行錯誤しながらも現在の状況まで災害廃棄物処理を推進してきた苦勞が窺えた。今回の教訓を将来の災害時に活かせるように、震災廃棄物対策指針の改訂など検討を進めていくとのことであった。

東京都の木村氏からは、広域処理へ先陣を切って対応した経緯や苦勞が紹介された。知事のリーダーシップの下に、環境省の再委託禁止緩和の特例措置を活かして、東京産業廃棄物協会と連携し

た処理スキームをいち早く構築して対応した。放射能問題に対するチェック体制整備や住民への説明対応など、大変な努力の末に実現し、その後の広域処理の推進に大きく貢献した。最後に、被災地の学生の思いを綴った文章を朗読され、極めて困難な広域処理問題に臨んだ行政としての使命感に深く感銘した。

(社)岩手県産業廃棄物協会の門脇氏からは、岩手県での災害廃棄物処理の状況の説明と協会の役割、取組の説明がなされた。廃棄物の種類ごとに発生量、性状の特徴、処理状況、課題などが紹介され、技術的に大変示唆に富むものであった。また、処理体制、仮置場・処理施設の問題、制度的課題などが指摘され、今後に向けては、災害廃棄物の処理に産業廃棄物の処理技術や体制を円滑に活用できるようにすべきであり、協会としても技術・ノウハウ等に対する行政の理解促進や大規模災害を想定した行政との関係づくりなどに取り組むべきことが述べられた。

(社)宮城県産業廃棄物協会の鈴木氏からは、宮城県内の処理状況、協会としての取り組み状況、業界としての課題などが説明された。また、将来の望ましい災害廃棄物処理体制のあり方として、廃棄物処理業界をはじめ関係業界が連携できる仕組みと地元企業の活用を優先した体制づくりが必要との認識が示された。最後に、今回の災禍に対する思いとして、二つの「風」すなわち「風評」と「風化」について肝に銘じるべきとのメッセージがあった。

東京産業廃棄物協会の高橋氏からは、都とともに広域連携づくりのスキームに協力した取組について紹介があった。また、国や東京都の対応について、様々な苦難、制約条件下では評価に値するとの見解であった。今後の災害廃棄物の処理体制のあり方として、首都圏直下型の大規模震災を想定した場合の処理スキームに関する提案、すなわ

ち、災害廃棄物の第三の類型化、都道府県処理、処理拠点の指定、海上輸送、災害対応最終処分場など、示唆に富む有意義な提案がなされた。

フロアからのコメントとして、福島県産業廃棄物協会の佐藤氏からは、県内処理に協会が貢献したこと、放射性物質対策において、様々な課題を抱えていること、処理能力の確保の観点から仮設焼却炉・埋立処分場などの整備が必要であることなど、福島県の実情を紹介頂いた。

最後に、コーディネーターとして、各パネリストからの話題提供や相互の意見交換を踏まえて、災害時のマネジメントのあり方の観点から総括し、将来の大規模災害時の対応に活かすべく、今から行動に移さなければならない点を指摘し、討論会を締めくくった。

3. パネル討論会を通しての論考

3.1 災害廃棄物の処理の概況

東日本大震災によって発生した多量の損壊がれき(災害廃棄物)は、環境省の推計で約2,758万トンと報告されている。うち、災害廃棄物が1,802万トン、津波堆積物が956万トンである(表2参照)。大津波によって発生した災害廃棄物は、損壊がれきが混合され、多種多様な構造物が渾然一体となって存在する。現在、一時仮置場での保管から二次処理場での中間処理が本格的に開始されたところであり、現在の処理進捗

表 2 災害廃棄物の発生状況

(平成24年8月末現在)

	災害廃棄物 等推計量 (万トン)	災害廃棄物 推計量 (万トン)	津波堆積物 推計量 (万トン)
岩手県	525	395	130
宮城県	1,873	1,200	672
福島県	361	207	153
合計	2,758	1,802	956

率は3割程度である。

一方、東京電力福島第一発電所事故により、放射性物質を大気中に放出する事態が生じ、その結果、放射性セシウムが災害廃棄物の一部に付着した。放射性物質の問題により広域処理は暗礁に乗り上げたが、濃度的には極めて低レベルであり、搬出時のチェック体制を整備した上で、広域処理昨年の11月の東京都による宮古市からの災害廃棄物受け入れ後、徐々に進み出しているところである。

3.2 各主体の役割・機能(図1参照)

(1) 国(環境省)

国すなわち環境省は、今回のような広域に及ぶ激甚災害においては、災害廃棄物処理の「司令塔」としての役割があった。状況を迅速に把握し、全体の処理スキームを描き、それを推進する上での財政支援、人的体制整備に係る支援、技術的な支援、またそれらに関わる法制度等の整備が主な役割・機能になる。

(2) 県

県は、広域自治体として被災した市町村の状況を把握し、技術的側面からの支援や、市

町村の処理計画策定を支援しそれらを統合することで県全体の処理計画を策定する。環境省と協力して県内被災市町村等の参画による「災害廃棄物処理対策協議会」を組織化し、実務面の総合調整役としての役割を担っている。さらに今回の震災においては、被災市町村の行政機能自体がダメージを受けていたことから、市町村から委託を受けて仮置場に集積されている災害廃棄物の二次処理に係る大半の処理事業の代行を行った。

なお、被災していない都道府県については、広域自治体として広域処理における支援や都道府県内の調整機能も求められた。放射能に対する地域住民の不安を解消し、安全安心な受入を進めるために、県として受入に係る基準等を設定するなどの対応を行った。

(3) 被災市町村及び支援市町村

災害廃棄物の処理は、災害対策基本法や廃棄物処理法第22条に基づけば、被災した市町村が一義的に担うことになる。その意味で災害廃棄物は一般廃棄物扱いになる。環境省や県の示す方向性や指針等に基づき、処理の実行計画を策定し、自ら処理を推進していく役

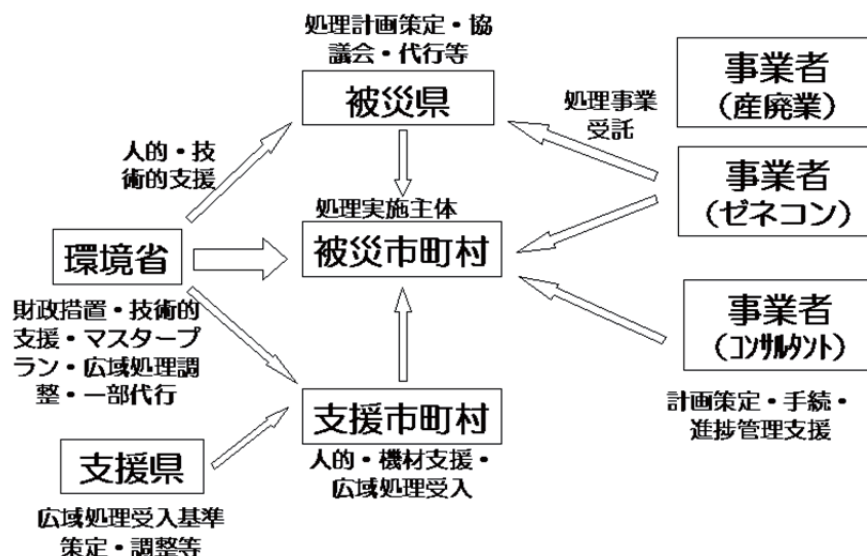


図1 東日本大震災の災害廃棄物処理における各主体の役割と機能

割がある。ただし、先述のとおり、自らの実施が困難な場合は、国や県が代行を行う。

津波災害により生じた損壊家屋等の廃棄物は、性状的には産業廃棄物であり一般廃棄物とは相当異なることから、市町村は災害廃棄物を処理する経験と知識・ノウハウに乏しい。事業の契約手続き等にも技術的に専門性が必要で、ましてや行政担当者自身も被災している状況では、災害廃棄物処理を前に進めることは難しい。そのような中であっても、国や県、また災害時の協定を締結していた支援市町村の助力を得て、さらにコンサルタント事業者の処理計画策定及び進捗管理への支援なども得て、処理事業を事業者へ委託し苦勞をしながらも処理を進めきた状況である。

支援自治体としての市町村の役割としては、人的及び機材等の支援と、もう一つは広域処理における市町村の施設等を活用した災害廃棄物受入による支援がある。

(4) 産業界

発災直後の早期復旧には、市中の災害がれきを収集したり、損壊した建物などを解体撤去し、一次仮置場まで運搬する必要がある。それらの作業は地元建設業者、解体業者、産業廃棄物業者等が担う。産業廃棄物協会は県などと締結していた協定に基づいて、協会として一括あるいは個別の事業者ごとに委託を受けて業務を行った。産業廃棄物業者は、混合状態で存在する災害がれきを選別しながら適正処理する経験とノウハウを有するプロフェッショナルであり、発生現場や一次仮置場での粗選別作業が行われた場合は、後段の処理の効率化が図れる。

二次仮置場への集積後は、粗選別・粗破碎・各種破碎選別などの組み合わせで、可燃物や不燃物、資源物に選別することになるが、そ

の二次処理事業は総合建設業(ゼネコン)を中心とした共同企業体(JV)が担った。

コンサルタント業者は、自治体の処理計画策定の支援を一部行ったが、発注手続き支援や処理事業の進捗管理までの一体的な全体マネジメントを行った事業者は一部に限られた。

3.3 災害廃棄物マネジメントの各要素からみた課題

(1) 人・組織体制等

発生後に最も重要なのは、可能な限り現場の実態把握を行い、過去の事例も踏まえながら全体の処理スキームを描き、今後必要となる対処事項をリストアップすることである。東日本大震災の様相は阪神・淡路大震災のそれとは大きく異なっていたことは明らかであった。様々な制約条件を勘案すれば、以下の二点が大きな課題であったように思う。

① 中枢機能を強化

今回のような広域災害においては、国と都道府県の中枢機能の強化が極めて重要である。環境省や都道府県には、平常時において現場での処理事業を運営する業務がほとんどないことから、産学のキーパーソンを召集し、知見とノウハウを結集する合議体制をつくることも一案である。実態の把握と全体の処理スキームの描出、必要な措置のリストアップと実施方法の具体化を迅速に行う機能が求められる。

② 官民パートナーシップの強化

災害廃棄物の処理が一義的には被災市町村の責任で行われるが、今回のように小規模市町村が被災し、行政機能が極めて脆弱である場合には、国や県も処理業務を代行し、実質的には民間事業者が委託を受けて大規模な処理プロジェクトを運営していく

ことになる。阪神・淡路大震災に比較して、民間事業者の役割は極めて大きくなっている。しかし、今回のような処理スキームが形成されるまでには、少なからず時間がかかった。行政規模の縮小化の時代の流れにあっては、民間事業者との官民パートナーシップによって非常時に機動的に対応していくしかない。官との連携の下に、全体事業の総合的なマネジメントをコンサルタント事業者が担い、産業廃棄物処理業者や建設業者、環境エンジニアリング会社が処理実務を担っていくようなスキームが考えられる。そのためには、現在の産業界の業態では不十分である。規模の拡大や産廃事業者や建設業者、エンジニアリング会社が統合したような包括的な事業が担える総合企業の出現が将来において期待される。

なお、今回のように、一つの小規模市町村自治体であっても災害廃棄物の量は数十万トンにも及び、処理事業実施のためには、多くの事業者の関与による処理体制を組まなければならない。これまでの平常時の一般廃棄物処理では再委託は禁止されていたが、被災市町村が多数の事業者と個別の業務委託契約を結ぶとなれば、手続きに膨大な労力を要する。そこで今回の対応においては、再委託を可能とする特例が定められ、処理体制の構築が円滑に行われた。非常時の効果的な規制緩和措置として評価される。

(2) モノ(処理インフラ・技術等)

①許認可手続きの簡素化

災害廃棄物は一般廃棄物扱いになったが、性状自体は解体家屋の建設廃棄物、すなわち産業廃棄物に近い。その点からは産業廃棄物の処理技術を活用すべきであり、環境省も災害廃棄物(一般廃棄物)を産業廃棄物

処理施設で処理する場合の都道府県知事への届出手続きや、安定型処分場での処分に関する許可手続きの簡素化などを行った。しかし、新たな仮設処理施設の整備などについて、運用上の手続きの迅速化はなされたが、事業に遅れを生じさせる一因になったことから、さらに大胆な簡素化措置も必要であったと思われる。

②試行事業の重要性

今回の災害廃棄物は津波災害により生じたものであり、過去にほとんど経験がない。技術的にも試行錯誤が多く、試行的かつ実証的な事業検討(試行事業)が事前に必要な場面も多かった。しかし、補助事業とは別枠で試行事業を実施可能な財政的担保がなく、補助事業の中で進めざるをえない状況になり、発注の手続きや施設設置許認可を補助事業と同様に行う必要性が生じ、ほとんどのケースで試行的な事業は行われなかった。釜石市では、発生現場における分別解体から粗選別、仮置場での高度な破碎選別処理などの試行事業が産官学で発災直後から企画され、早期実施によって適切な処理方法や標準コストなどの知見を得て、事業モデルを他の被災地に水平的に普及させる構想が提示された。しかし、上述のような理由で、結果的に4ヶ月以上経過後の7月下旬からの実施になった。

③非常時の技術基準

発災直後に問題になったのは、水産廃棄物の処理であった。石巻市や気仙沼市、大船渡市などの水産業が盛んな都市では、冷凍・冷蔵庫内の多量の水産物が腐敗し、早期に処分する必要があった。そこで、海洋汚染防止法の規定に基づき、相当程度の水産廃棄物の緊急的な海洋投入処分を行った。

このように、非常時には平時の技術基準をそのまま適用すると立ち行かなくなるケースがあり、その際には特例的方法により処分する必要が出てくる。非常時のプライオリティを総合的に勘案し、簡易なアセスメントにより迅速な意思決定が出来る仕組みをつくっておくことも今後の課題である。

技術基準の観点からは、復興資材の問題も議論すべきである。災害廃棄物のうち混合廃棄物を処理し、選別した後に残る不燃系の「篩下」には、細かい木屑などが残っている。平常時であれば管理型処分を行わなければならない品質であるが、管理された状況で限定した利用用途であれば特例的に認めていく方向での議論もありうる。津波堆積物についても、篩選別後で多少の細かい木屑等が混入している場合もあり、コストをかけてさらに洗浄処理を行えば良質な土砂が得られるが、利用用途によって判断されるべきである。また海底土砂由来のためにフッ素が溶出したり、自然由来のヒ素が溶出するなどの現象が一部でみられる。土壌の環境基準(溶出基準)を適用してしまうと利活用が難しくなるため、港湾事業で再リサイクルを行う可能性のない用途などでは、新たな合理的有効利用基準を設定していくことが必要である。その他、仮設焼却炉からの焼却灰の造粒固化物の利用用途・基準の議論が現在行われている。

④大規模な受け皿の確保

さらに、今回の災害廃棄物処理を決定的に難しくしている技術システムの課題は、最終的な出口としての受け皿である処分場がない点である。阪神・淡路大震災の際は、大阪湾フェニックス事業による国の大規模な海面処分場が存在した。仮置場設置のた

めの公共のオープンスペースとともに、将来の大規模災害に備えて都市システムの一部に位置づけていく必要があり、広域自治体単位で真剣に検討すべきである。

(3) 金(補助金等)

①国庫補助金

国は早い段階で災害廃棄物処理にかかる費用を全て国が賄う方針を示した。5月の初めに国庫補助率の嵩上げ、グリーンニューディール基金を用いた平均95%までの国の実質負担、残る地方負担分全額を震災復興特別交付税で措置することが示された。実質的に処理費用の100%を国が負担することになり、被災市町村においては安心感をもって処理が進められることになったが、一方で処理費高騰に歯止めがかからなくなるモラルハザードが懸念された。阪神・淡路大震災や過去の水害の際にかかった処理コストが必ずしも参考にならず、今後は適正な査定作業により確認していく必要がある。今後、参考事例がなく標準コストが示せない場合は、先に述べたような試行事業をいち早く行い、その実績を参考にするなどの手順も考えられる。

②事務費(コンサルタントの費用)

補助金の内訳として、事務費も当初問題になった。すなわち、小規模な被災市町村が多く、かつ行政機能自体がダメージを受けている状況では、コンサルタント事業者の支援が不可欠である。しかし、コンサルタント料を補助金から支出する費目である事務費の算定が、当初は解体工事費の0.3%に設定されていた。これは阪神・淡路大震災のケースを踏襲したものであるが、コンサルタントの支援は想定されていないものと考えられる。この点も、初期の対応を遅

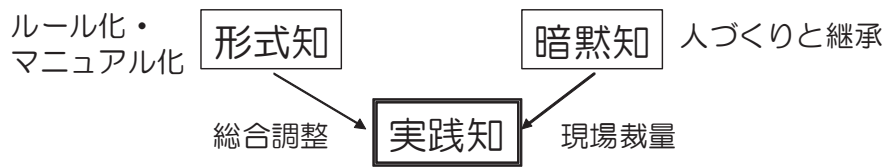


図2 将来の大規模災害に向けたマネジメントシステムのあり方

らせた一因であったと思われる。環境省は5月27日に国庫補助金の取り扱いの要綱を見直し、処理事業の事業費に応じて1.5%～4.5%の範囲内で事務費を支出できるようにした。

③概算払い・前渡金

概算払いや前渡金の手続きについても課題が残った。処理に関わる事業者は中小規模が多く、資金力に乏しい。いずれは補助金で支払われることはわかっているが、雇用者に給与を支払ったり、新規の設備投資は行わなければならない、当面の運転資金は必須である。この点は中途からは改善したようであるが、この点も初期対応を遅らせた一因であったと思われる。

4. おわりに

東日本大震災における災害廃棄物処理は依然として道半ばであるが、先は見えてきた。2014年3月までに処理を完了させるべく関係者の努力が続いている。これまで、国(環境省)も被災した県も市町村も暗中模索と試行錯誤が続けながら必死になって取り組んできた。もちろん、他の都道府県や市町村、民間の団体・事業者などの支援も活発に行われた。各主体の総力が結集され、処理は軌道に乗りつつある。

東南海地震や首都圏の直下型大地震はいつ何時起こっても不思議ではない。将来の大規模災害に備えて記録を残し、個別具体の課題だけでなく一般化された形で課題を捉えてシステム思考で整理

しておくことも重要である。マネジメントシステムをマクロに捉えると、図2のように今回の大震災の教訓を可能な限り新たなルールやマニュアルとして文書化して、「形式知」として残しておくべきである。しかし、今回の対応において阪神・淡路大震災の前例が必ずしも参考にならなかったように、次に経験する大規模災害は全く異なる様相を見せるかもしれない。その際に大切なのは、経験則に基づく「暗黙知」である。暗黙知は経験に裏付けられた人の能力に依存する。今回の震災に対応した国や県や市町村、民間の担当者の人々が実際の経験を通して多くの知識と高い能力を身に付けたと思われる。それらを継承して新たな人材づくりの仕組みを検討することも重要である。そして次の災害時には、それらの形式知と暗黙知を「実践知」として融合させて、総合調整機能と現場裁量を上手くバランスさせて、状況に応じて柔軟かつ機動的にマネジメントできる対応力を備えたシステムづくりが必要と考えられる。



パネル討論会のようす

平成25年度廃棄物・リサイクル 対策関係予算(案)の概要

平成 25 年 1 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

【主な重点施策】

○東日本大震災からの復旧・復興等

東日本大震災特別財政援助法や災害廃棄物処理特別措置法に基づき、市町村等が実施した災害廃棄物の処理に対する財政的支援や広域処理の推進、国による処理の代行を行う。また、放射性物質に汚染された廃棄物の国による直轄処理事業等を実施する。

- ・災害等廃棄物処理事業費補助金
1,196億円(2,960億円)
〈うち復興特会 1,184億円〉
- ・災害廃棄物処理代行事業〈復興特会〉
63億円(161億円)
- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業〈復興特会〉
971億円(772億円)
- ・新たに発生した汚染廃棄物の処理加速化事業
〈復興特会〉 104億円(0億円)

○災害に強い廃棄物処理システムの構築等

廃棄物処理施設における防災対策を推進し、災害時においても機能の維持や拠点としての活用が図られるよう市町村等を支援するなど、災害に強

い廃棄物処理システムを構築する。また、災害に強い浄化槽の早期整備の支援などの取組を進める。

- ・循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く)
522億円(464億円)
〈うち復興特会 82億円〉
- ・循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分)
84億円(84億円)

○国内外における循環型社会の構築に向けた取組

本年4月に施行予定の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に参加する市町村への支援等を行う。また、我が国循環産業(廃棄物・リサイクル産業)の育成・国際展開の促進等を通じ世界規模での循環型社会の構築を目指す。

- ・レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費 10億円(0億円)
- ・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 6億円(0億円)

※25年度予算額(案)は平成24年度第1号補正を含んだ額(15ヶ月予算)

※()書きは平成24年度当初予算額

※〈復興特会〉は東日本大震災復興特別会計予算

【主な事項】

25年度予算額(案)(24年度予算額)(単位：百万円)

東日本大震災からの復旧・復興等に係る重点施策

1 災害廃棄物の着実な処理

- 災害等廃棄物処理事業費補助金 119,563(296,042)
<うち復興特会 118,366>
東日本大震災等の災害により生じた災害廃棄物の処理を市町村が行うために要する経費に対して補助を行う。

- 災害廃棄物処理代行事業<復興特会> 6,289(16,068)
「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体である市町村から要請があった場合、必要があると認められるときは、当該市町村における災害廃棄物処理事業を国が代行して行う。

- 災害廃棄物広域処理等支援事業<復興特会> 1,911(198)
東日本大震災により生じた多量かつ多種・多様な災害廃棄物の円滑かつ早期な処理を行うため、被災県・市町村に対する人的支援、技術支援を行うとともに、広域処理の安全性に関する普及啓発、情報提供、リスクコミュニケーションの戦略的な実施及び受入れ自治体の支援を行う。

[56,915(50,824)]

<うち復興特会 8,262>

- 循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く) 52,160(46,434)
<うち復興特会 8,194>

※上段[]書は、他府省計上分を加えた額。

市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する。また、被災地の復興支援として、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理を促進するため、被災地や広域処理による災害廃棄物を受け入れる市町村等における処理能力増強に対する財政措置により施設整備の支援を行う。

2 放射性物質による環境汚染への対応

- 放射性物質汚染廃棄物処理事業<復興特会> 97,100(77,224)
国の責任において、福島県の汚染廃棄物対策地域内の廃棄物の処理を進めるとともに、その他の県も含めて、放射性物質により汚染された指定廃棄物等について最終処分場の設置等により処理を進める。

- 新たに発生した汚染廃棄物の処理加速化事業<復興特会> 10,427(0)
東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射性物質汚染で新たに発生した稲わら、牧草等の農林業系廃棄物のうち、放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものの処理を促すため、当該処理に要する経費の一部を市町

村等に対して緊急的に助成する。

暮らしの安心や地域活性化への環境面からの貢献に係る重点施策(循環型社会の実現)

- 1 災害に強い廃棄物処理システムの構築等 [56,915(50,824)]
<うち復興特会 8,262>

- 循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く)(再掲) 52,160(46,434)
<うち復興特会 8,194>

※上段[]書は、他府省計上分を加えた額

市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する。また、被災地の復興支援として、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理を促進するため、被災地や広域処理による災害廃棄物を受け入れる市町村等における処理能力増強に対する財政措置により施設整備の支援を行う。

[8,998(8,990)]

- 循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分) 8,421(8,421)

※上段[]書は、他府省計上分を加えた額。

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好で健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実を図る。

・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の延長

- 廃棄物発電の高度化支援事業 90(0)
廃棄物発電の増強方策の検討・実証、廃棄物処理施設における再生可能エネルギーの固定価格買取の円滑な実施支援等を通じて、廃棄物系バイオマスの利活用の促進を含めた廃棄物発電の高度化を図る。

- 浄化槽整備事業計画支援事業費 8(14)
我が国の汚水処理施設の未普及人口の解消を図るため、市町村による浄化槽整備事業計画の策定支援を行うとともに、国交省及び農水省とも連携し、生活排水処理施設整備計画及び都道府県構想の策定支援を図る。

- 浄化槽有効利用・技術開発調査検討費 9(9)
施工性や維持管理のしやすさ及び有効利用を考慮した、災害時に導入が容易となる浄化槽システムに関する技術的検討を行う。また、地震・津波等の災害に耐えうる浄化槽の技術的問題や新技術の導入可能性について、技術的観点からの調査を行う。

2 国内外における循環型社会の構築に向けた取組

- レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費 950(0)
本年4月に施行予定の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく使用済小型電子機器等のリサイクルを促進するため、市町村や認定事業者の参加促

進に向けた支援、新制度の情報発信を行うとともに、使用済小型電子機器等の適切な国際移動を担保するための調査検討を行う。

○使用済電子機器等に係る輸出入の適正化事業費 8(0)

地方環境事務所に、簡易分析装置を配置する等により、使用済電子機器等の輸出入への対応を強化する。

○総合的な2R(リデュース・リユース)戦略の展開を中心とした「質」に着目した循環資源の利用促進・高度化 70(90)

リサイクルに比べて優先度が高い一方、取組の遅れている2Rの取組を広く社会・経済に定着させるための制度的な検討を含めた総合的な戦略を展開するとともに、最適な規模で循環利用を行い、地域の活性化にも資する地域循環圏を形成し、もって、循環資源の利用促進・高度化を図る。

○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 640(0)

急速な経済発展により廃棄物発生量が急増している一方で、廃棄物の適正処理・3Rが進んでいない途上国をターゲットとして、政府・自治体・事業者等が相互に連携しながら、我が国の先進的な廃棄物処理・リサイクル技術を制度とパッケージにして国際展開することにより、我が国循環産業の国際事業展開を支援する。さらに、先行事例に続く循環産業の国際展開を進めるため、次世代循環産業の育成を支援する。

○し尿処理システム国際普及推進事業費 14(15)

国連ミレニアム開発目標に掲げられた国際的な衛生問題の解決のため、国際ネットワークを活用し我が国の分散型処理システムの海外への導入具体化に向けて調査を行う。また、し尿処理に関する現地調査及び技術移転の方向性に関する検討を行い、我が国のし尿処理技術の普及に向けた一層の取組を展開する。

3 有害廃棄物等の適正な処理

○放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討事業<復興特会> 55(192)

埋立処分後の放射性物質挙動等に関する知見を集積し、現行の処理方法を検証することで、放射性物質に汚染された廃棄物の円滑な処理の実施に資する。

また、放射性物質汚染対処特措法施行規則に規定する処理基準を必要に応じて改正し、円滑な処理と、国民の安全・安心を確保する。さらに、放射性物質によって汚染された廃棄物を埋め立てた最終処分場について、廃止基準等を設定し、長期的な管理体制を確立する。

○未規制物質を含む廃棄物に係る処理基準等検討調査 6(0)

平成24年に利根川水系で発生したヘキサメチレントラミンによる水道の取水障害を踏まえ、廃棄物処理法で有

害物質等として規制されていない物質の処理基準等を設定し、生活環境への影響を未然に防止する。

○PCB処理施設整備事業 11,025(7,720)

PCB廃棄物の処理のために必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進する。具体的には、平成25年から北海道事業所において安定器等の処理を開始できるよう増設工事を着実に進めるための費用を補助する。また、処理能力が不足している設備及び処理が不得意な機器の処理を行うための設備の改造の一部を補助する。

○PCB廃棄物対策推進費補助金 1,500(1,500)

PCB廃棄物の早期かつ円滑な処理を進めるため、処理費用の負担能力の小さい中小事業者が保管するPCB廃棄物の処理に係る費用を軽減するための基金について、国、都道府県の協調により、独立行政法人環境再生保全機構に造成する。

○PCB廃棄物適正処理対策推進事業 146(114)

PCB特別措置法施行後10年間の状況を踏まえ、安定器処理体制を確保するための検討、微量PCB廃電気機器等やPCB汚染物の処理促進策について検討、PCB廃棄物の発生抑制技術に関する検討などを行い、処理体制の確保及び処理スピードアップ対策を推進する。また、保管事業者等の意識のてこ入れを行うなど、PCB廃棄物の一掃に向けた取組を推進する。

○水銀廃棄物の処分に係る技術的基準の検討業務費 7(9)

2009年2月に開催された第25回UNEP管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書(条約)を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会を設置して2010年に交渉を開始し2013年までのとりまとめを目指すことが合意されている。現在、処分方法が技術的に確立しているとは言い難い水銀の廃棄物の処分について、その技術的な検討を行い、条約発効後の我が国の水銀処理を円滑に進める。

○特別管理廃棄物基準等設定費 26(28)

ストックホルム条約等の国際的な化学物質規制の動向を踏まえ、環境中で有害性等が懸念される廃棄物の使用実態調査を行う。

また、国内における有害廃棄物の現行の管理体制や処分方法等の技術に関する情報の整理を行い、環境上適正な処分方法等についての検討を行う。

○産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金(特措法) 4,344(0)

産廃特措法に基づく不法投棄等の事案による生活環境保全上の支障の除去等の事業を行う都道府県等に対し、必要な経費を補助する。

第46回 産廃懇話会を開催

— 現地確認チェックリストを通じた廃棄物処理リスク低減について —

産業界の主要14団体が参加して産業廃棄物に関する勉強・情報交換等の活動を行っている産廃懇話会では、平成24年10月15日に第46回産廃懇話会を開催した。

同懇話会では、(株)リコー社会環境本部の稲田俊生スペシャリストより、現地確認による産業廃棄物処理リスクの低減について話を聞いた。以下はその概要である。

排出事業者が産業廃棄物を委託する際には、委託基準に従わなければならない。しかし、許可業者に処理委託したとしても排出事業者は注意義務があるので十分に注意する必要がある。処理業者選びのコツとしては、国の優良産廃処理業者から選ぶ、あるいは、管理状況の優れた処理業者から処理業者を紹介してもらうとよい。

平成22年改正廃棄物処理法では排出事業者は産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理状況の確認、所謂現地確認が努力規定として明文化された。当社では、現地確認をする際に、新規契約前の場合、1)名刺交換、挨拶、当日の実施内容確認、2)処理業者による事業説明・紹介、3)資料確認(契約書、2次委託先確認、教育訓練、緊急時対応、行政・近隣との関係、再資源化の取組、マニフェスト管理、財務状況等)、4)現地確認(受入管理、保管管理、災害防止、汚染防止、運用状況、作業環境管理、近隣配慮、整理・整頓等の5S等)、5)委託側による確認結果のまとめ、6)確認結果について処理業者との協議・共有化、7)今後の手続きの確認、という手順で、3~6時間かけて行っている。

ただ、処理業者から聞くところでは、多くの排



第46回産廃懇話会

出事業者が行う現地確認は、現地確認のためのルールが何もなく、内容もばらばらで、現地確認にかけた時間が有効に活かされていないケースが多いとのこと。そこで、電機・電子4団体事業所関連廃棄物・リサイクル対策専門委員会の下で現地確認の標準化について勉強を重ね、現地確認チェックリスト(案)を作成した。同リスト(案)の特徴は、1)「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」(平成16年9月、経済産業省産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会)に付された「中間処理業者/収集運搬業者の選定評価にあたって確認することが望ましい主要なチェック項目例」をベースとする確認項目の設定、2)各確認項目に関する評価のためのガイドラインの設定と、それによる適合性の判断(適合、改善、不適合)、にある。

例えば、二次委託先との契約の項目では、確認項目は、「2次委託先/売却先との契約書/伝票が締結・管理され、許可証の最新版管理がされている」となっており、ガイドラインでは、「①2次委託先

との契約書が適正に締結されていること、②許可証の最新版管理(有効期限等)がされている、③売却先との/売上傳票が適正に締結・管理されていること」などを具体的な確認ポイントとしている。

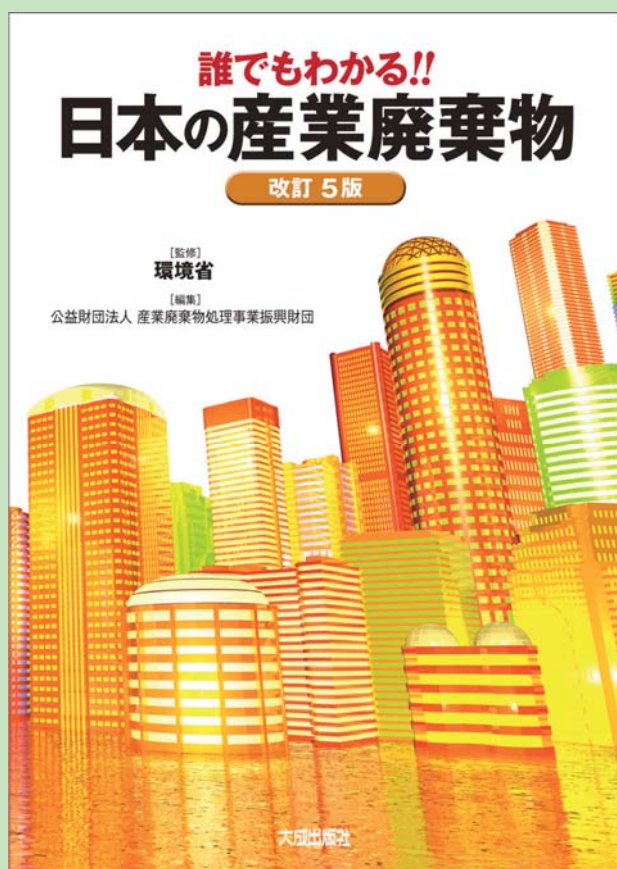
廃棄物処理リスクを低減するには、処理業者選定とともに、現地確認では、法規制要求だけでな

く、安全・安心な委託につながる項目の確認も含めたチェックリストを用いて現地確認を行う。そして、改善の望まれる事項は改善依頼する。また、現地確認の実施は、契約前だけでなく年1回など定期的実施することが必要と考える。

誰でもわかる!!

日本の産業廃棄物

(改訂5版)



監修／環境省

編集／公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

発行／大成出版社

B5判・52頁・定価735円(税込)

送料1冊210円(冊数に応じて実費)

本書の特色

- ◆産業廃棄物の排出・処理等の実態、国・産業界による取組み、不法投棄等への対応など、日本の産業廃棄物を取りまく現状をコンパクトにわかりやすくまとめました。
- ◆従来版の内容を刷新し、図表と写真を多用。一目で分かる構成です。
- ◆日本の産業廃棄物の「いま」を知るテキストに最適です。実務関係者の研修会やセミナーに、学校の環境学習に、ぜひご活用ください。

ご案内(お問い合わせ先)

03-3526-0155

適正処理推進部 岡崎

財団設立20周年を 迎えました

当財団は、平成4年12月3日に設立されてから20年目を迎え、平成24年12月4日に設立20周年祝賀会を開催致しました。

内容について、下記のとおりご紹介いたします。

日 時：平成24年12月4日(火) 18時～20時

場 所：東京會館 ロイヤルホール

1. 開会挨拶

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長

樋口成彬

大変ご多忙の中、かくも大勢の皆さまにご出席をいただきましたことを、まずもって厚く御礼申し上げます。また、平素より財団に対しまして格段のご支援、ご協力、ご指導を賜っておりますこと心から御礼申し上げます。

当財団は、20年前の平成4年12月3日に財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団として設立され、本年4月に公益財団法人に移行いたしました。設立当時は、日本経済の発展により産業廃棄物の排出量が増大し、最終処分場の残余年数が逼迫、生活環境の保全と国民経済の健全な発展を計る上で、憂慮すべき状態にありました。こうした状況を打開しようと平成4年5月に特定施設整備法が制定され、この法律のもとに経団連をはじめとした産業界、国、地方自治体の三者が協力し、拠出した基金で特定施設の整備事業に対する債務保証、新技術の開発、起業化への助成を行う法人として財団はスタート致しました。



設立20周年祝賀会

その後、全国各地で不法投棄の問題が深刻化する中、平成9年に廃棄物処理法が改正され、その中で厚生大臣が指定する産業廃棄物適正処理推進センターを置くことになり、平成10年7月に当財団が指定されました。国および産業界からの基金で不法投棄を処理し、原状回復を行う都道府県等に対し、財政支援をすることになりました。

それ以降、産廃の適正処理推進に力を入れ、排出事業者に対しては、処理業者の情報の提供や産廃処理にかかる啓発事項など、啓発活動などに取り組んでまいりました。



樋口理事長

平成15年には、産廃特措法が制定され豊島や、青森、岩手県境など平成10年以前の大規模な不法投棄の処理に対しても、財政支援をすることになりました。財団設立時、産業界からの要望もあり、平成5年からPCB廃棄物に関する研究を開始し、処理基準作成の支援、PCB処理に関する国際セミナー、講習会の開催、アメリカ、カナダへの海外調査団派遣など知見ノウハウの蓄積に努めてまいりました。現在、日本環境安全事業(株)のPCBの広域処理施設に関する技術的な支援業務を行うなど、PCBの適正処理の推進のための事業を実施いたしております。

また、平成16年には「悪貨が良貨を駆逐する産廃の構造改革を進めるためには、産廃処理業の優良化が必要である」という認識のもとに、産廃処理業優良化推進事業を担当することになりました。これは、昨年の改正廃棄物処理法で優良産廃処理業者認定制度として法的に明確に位置づけられました。同じく、平成16年には時代の産廃処理業を担う人材を育てることを目的に産業廃棄物処理業経営塾を開講し、今年11月に9期生が卒業し、これまで卒業生は322名、派遣企業数も172社を数えるまでになりました。早いもので、来年は10期生、塾創設以来10年節目の年を迎えます。経営塾に多くの関心が寄せられていることは大きな喜

びであり、また、これまでの卒業生の自社での活躍、OB会での政策提言など業界内での活動を見るにつけ、あらためて塾運営の意義を感じるところであります。

このように、当財団は排出事業者への支援、処理業者の育成や産廃の不法投棄対策、PCB等の有害廃棄物対策など各事業を行ってまいりましたが、まだまだ多くの課題が山積しております。引き続き、産廃処理施設の整備促進、処理業者の優良化の推進、資源循環業への発展や不法投棄の未然防止に取り組むと共に、有害廃棄物対策の強化、とりわけ、膨大な微量PCBの処理に欠かせない無害化処理認定施設の整備・促進や水銀等への取り組み、さらには東日本大震災に伴って発生した放射性物質に汚染された廃棄物への取り組みに対しても、これまでの経験、技術、ノウハウを生かしてできる限り役割を果たしていく必要があると考えております。

この20年を契機に、当財団は産業界の肝いりで作られたという原点を忘れずに、これからも国、産業界、地方自治体、そして処理業界、4社の橋渡しの役割を果たしつつ、環境と産業の未来を切り開いていくための新たなスタート台に立ち、役員一丸となって取り組んでいく所存です。皆さまにおかれましても、財団に対する倍旧の温かい支援、ご協力を賜りたいと切にお願いする次第です。

2 来賓祝辞

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

梶原成元様

この財団は、経団連をはじめとします産業界の方々の力強いリーダーシップの下で作られた財団でございます。産業廃棄物処理業界、そして行政、地方公共団体、国、そしてまた学識経験者の方々を結びつけて業界を引っ張っていただいた非常に稀有な団体であり、その業績は非常に輝かしいも



梶原部長

のがあると思っております。私どもといたしましても、極めて心強く、期待をすることが非常に大きいということでございます。

平成23年3月11日以来、地震、津波、そして福島第一原発の事故ということで未曾有の災害に見舞われております。

廃棄物の分野としても1,800万トンを超えるがれきがあり、さらに津波堆積物があり、さらに放射能で汚染されたものが大量にあり、除染をする必要があります。さらに、除染は土壌だけでなく可燃物もございますので、この可燃物の減容化、焼却処理といったことも必要になっております。発災以降、今日ここにおられる皆さま方のご尽力お知恵を拝借しなければ、今の廃棄物処理、がれき処理は立ち行かなかったと思っております。財団におかれましても、すぐに人を派遣していただき、困っている国や自治体に専門的なアドバイスをしていただき、さらにはPCBの処理に対するアドバイスをいただき、また、放射能で汚染された廃棄物あるいは土壌についてはどうやればいいのかというガイドラインを作ってください、といった迅速な対応をしていただいております。それが、今われわれがやっておりますものの根幹になっております。本当にありがたい話でございます。

震災のみならず、不適正処理の問題、優良事業

者の育成、次世代の育成など、財団の1つ1つの仕事、日本を支えていく静脈産業の根幹になっていくのだと信じております。

私どもも、貴財団、また貴財団の業務につきまして支援をしていく力の一端になればと思っております。

(一社)日本経済団体連合会専務理事

久保田政一様

財団設立20周年誠におめでとうございます。実は、20年前に私は経団連の産業政策部というところの調査役という、初めての管理職になりたての非常に生意気なスタッフでございまして、財団の設立にお手伝いをさせていただくということになった次第でございます。当時、厚生省の三本木課長、それから飯島専務がまだ産廃対策室長だったと思いますけども、今と同じようにやや若殿のような感じでいらっしやいまして、三本木課長からはこの廃棄物行政というのは、経済対策とは違って非常に奥が深く経済官庁ではできないのだという話を承ったこと、今も懐かしく思い出す次第でございます。一番苦勞いたしましたのは理事長の選任でございました。当時、内田担当役員のほうから、太田前理事長が東芝の副社長を辞められて顧問になっているようだ。理事長を引き受けて



久保田専務理事

くれるかどうか、まずは世間話をして来いということで、まず太田さんのところにお伺いしまして、世間話をして帰ってまいりました。その時は財団の話は一切せずに、老後どうされるのですかと伺ったのですが、まあどうも脈はありそうだとということで内田に報告したら、2度目はちゃんと頼んで来いと。そこで、2度目にお伺いして産廃財団の理事長をお願いしました。その時に、あまりご負担掛けませんということでご了解いただいたところでございますが、その後漏れ聞いてくるころでは大変なご負担もかけたという話が漏れ聞こえてきましたので、先ほど太田前理事長にお会いしたときに、お礼方々申し訳なかったということもご挨拶したところでございます。

それから早や20年、大変重要な役割を果たされているということで、設立の一環にかかわらせていただきました者として大変うれしく感じている次第でございます。20周年を機にさらにますますこの財団が発展しますことを祈念いたします。

(公社)全国産業廃棄物連合会会長 石井邦夫様
貴団体は設立されて以来、産業廃棄物処理施設の整備に関する債務保証、新技術の開発および起業化の助成等の事業を通じまして産業廃棄物処理業の振興に取り組んでこられました。この間、特に創成期におかれまして関係者の皆さま方大変なご苦労があったことをご推察申し上げるところでございます。本日の貴団体の基礎を築いてこられた先達の方々に対しまして心より敬意を称する次第でございます。

さて、われわれ産業廃棄物処理業界はリーマンショック以降景気の低迷が長期化する中にありまして、経営環境が改善されたとは言い難く依然として非常に厳しい状況が続いております。このような折、国におかれましては循環型社会や低炭素社会を実現するための政策が評価されつつ、さら



石井会長

に循環型社会形成の動きにつきましても加速されているものと思われま。また、このような中にありまして産業廃棄物処理業を積極的に育成しようという機運が生まれているのも事実であります。

このように、大きな時代の動く時こそ安定した経営の下に安心安全な適正処理を確保するための努力をしていくことが重要であります。貴財団は債務保証事業および助成事業を通じまして優良化促進事業を実施される等、技術開発や新規事業化、優良化等の事業発展に取り組む事業者への支援を進められております。

また、産業廃棄物処理業者の経営強化のための産業廃棄物処理業経営塾も平成16年から開講されております。当連合会の青年部協議会等の多くのメンバーが同経営塾を巣立っております。当連合会といたしましても、今後ますます貴団体との連携を深めつつ、わが国の循環型社会の構築と産業廃棄物処理業の振興にさらなる貢献を果たして参りたいと考えております。

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター理事長

岡澤和好様

振興財団20周年誠におめでとうございます。私どもの団体は日本産業廃棄物処理振興センターと言いまして、非常に名前が似た団体でございます。



岡澤理事長

業務内容も多少似たところがあるのです、よく間違われまして。私どもにとっては非常に立ち位置の近い財団でございます。全国産業廃棄物連合会と振興財団、振興センターの3団体で、産業廃棄物の適正処理あるいは業の育成ということを担当しているというふうにご理解いただければいいと思います。

振興センターは今年でちょうど24年になりました。4年ほど財団よりは先輩だということになります。4年ぐらい大した違いはないのですけれども、当時は産業廃棄物の排出量が非常に増大して不法投棄とか不適正処理が多く、社会問題になっていた時代であります。その時代に私どものセンターが設立されて調査研究とか講習会などの事業をやっていました。その後さらに状況が悪化したしまして、法律の改正が何回も行われて特に処理業者の規制と排出事業者の排出者責任の強化ということがされたわけです。そのことによって経団連のほうも、廃棄物の適正処理をちゃんと確保しない限りは経済活動が円滑にできないのではないかとということで大変危機感を持たれた。ちょうど、国、経済界、それから地方自治体は同じような考え方をもってうまく連携を取って、それが振興財団の設立に結びついたと理解しております。

その後、いろんな活動範囲を広げまして、財団

も20周年を迎えたということで大変喜ばしいことだと思いき、私どもも手を携えて公的な役割を果たしていきたいと思いき。

3 来賓紹介

- ・環境省自然環境局長 伊藤哲夫様
- ・(一社)日本経済団体連合会常務理事 椋田哲史様

4 乾杯

前理事長 太田文雄様

20年前の今日、経団連の小さな会議室で第1回の財団の理事会がありました。そこで、私は理事長に任命をされ、そしてこの財団がスタートしたわけであります。目的は債務保証、起業化助成を中心にする財団ということでした。先ほども久保田さんのお話がありましたけれども、経団連からは、「何にもせんかってええ」と。気楽にしていたらいいからと言われて、しかも経団連の副会長をしておりましたのが先日亡くなりました東芝の佐波会長でありまして、「太田さん、ごちゃごちゃ言わんと引き受けたらいいやないか」と言われたので、そんな気楽なことなら、定年後はちょうどいいのではないかと、行ってみたら、あに凶らんや嘘八百でございました。



太田前理事長

スタートを切った時は、債務保証を中心にする小さな6、7人の財団でありましたけれども、20年経ちまして、これだけ中身の濃い仕事ができる財団になったのは、第一に、行政の方々、特に厚生省におきましては水道環境部、環境省になりまして廃棄物・リサイクル対策部の方々の、本当に温かいご支援がある。また、担当課の皆さんの厳しい指導、ご叱責、産業界、排出事業者の皆さん、処理業者の皆さんの本当にいろんな意味での温かいご支援があって、本日の20年を迎えることになりました。

3・11以来、この産業廃棄物業界も大きく変化をしております。財団としてどういうことをこれからやっていかないかという原点に立ち戻りますと、10年前に新日鉄の社長さんから「産業廃棄物の全般にわたり、自主性と専門性を兼ね備えた情報センターの拠点として排出事業者、処理業者、それから、行政に対して長く信頼できる財団になるべきではないか」という提案を受けたわけがあります。従って、これからも、情報のセンターとして、処理業者からも排出事業者からも行政からも信頼される財団になってほしい。これからも、旧に倍しまして、この財団に対するご叱正、ご指導を切にお願いをしておきたいと思うわけであります。

それでは、本日ご参集の皆さま方のこれからのご健勝と変わらぬご指導とご鞭撻を切にお願いしまして、そして最後に皆さまのご健勝を祈願して「ありがとうございました」を掛け声に乾杯をしたいと思っております。「ありがとうございました、20年、乾杯！」

5 中締め

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団専務理事

飯島孝

今日は、たくさんの方々にお集まりいただきま



飯島専務理事

して、本当にありがとうございます。ご来賓の方からいろいろとお祝いの言葉をちょうだいし、ただいま嘯みしめているところでございます。また、初代の太田理事長から非常にいい言葉をいただきました。情報発信の場ということで、われわれもそのために産廃情報ネットを使って、排出事業者、処理業者、あるいは自治体の方々の情報を一生懸命発信しているところでございまして、優良産廃処理業者認定制度等でそれが使われていることを承知しております。

産業界と廃棄物処理業界、行政の国、地方自治体、さらには、いろいろな委員会でお世話になっております学識経験者の先生方、そういったいろんな形で利害関係が一致しないような人たちを、情報の発信を通じて、間を取り持って架け橋になっていきたいと。20年前、産業界と国と地方自治体が同じ気持ちになって基金をためて、この事業をしていくきっかけになったことをもう一度思い出して、これからさらに、産廃の適正処理、および産廃処理業の優良化に取り組んで参りたいと嘯みしめているところでございます。

本当に皆さんありがとうございました。それでは、乾杯で中締めをさせていただきます。ご唱和をいただきたいと思います。「産廃！」

産業廃棄物処理業 経営塾

平成24年度

第9期 卒塾式



田中塾長による激励の挨拶

当財団では、次代の産業廃棄物処理業を担う経営者を育成するため産業廃棄物処理業経営塾(塾長：田中勝・鳥取環境大学特任教授)を平成16年度より開催しています。

24年度(第9期)は6月に開塾してから、産業廃棄物処理事業に関する各分野の最前線で活躍されている講師陣による講義や夏・秋の合宿研修、東京スーパーエコタウンの施設見学など6ヵ月間にわたる全カリキュラムを終了しました。その後、塾長・副塾長による卒塾面談を経て、秋晴れの11月22日に第9期生42名全員が卒塾式を迎えました。

卒塾式には新和环境(株)代表取締役社長の近藤様を来賓としてお迎えしました。

田中塾長より卒塾にあたり「これまで産廃業界

のイメージは比較的悪かった。近年では、アメリカで売上高1兆円を超える企業が出てくるなど、環境事業は注目を浴びている。皆さんには静脈産業で働いていることを誇り(Pride)に思い、自社を世界一にするという夢(Dream)を見て、廃棄物のことなら任せろという使命感(Mission)を持って欲しい」と激励の挨拶をいただきました。

その後、卒塾生一人一人に塾長より修了証書が手渡され、優秀賞として25名の受賞者に記念品の盾が贈られました。

これに対して、卒業生を代表して豊田真樹子氏((株)ミダック)より、「長く続く日本経済の低迷に加え、製造業の海外移転、排出事業者の廃棄物削減など、処理業者間の競争は激化している。外部環境をただ嘆くのではなく、この経営塾で学んだことを活かし、強い意思で行動を起こして打破していきたい」と力強く答辞が述べられました。

引き続きパーティーでは、来賓・講師の方々のほか、濱松直親・経営塾OB会会長((株)東亜オイル興業所取締役)をはじめとする経営塾OB会の方々が駆けつけてくださり、9期生と懇親を深めました。

本経営塾が第9期生にとって充実したものとなりましたのも、お忙しいなか有意義なご講義をいただきました講師の方々のご指導の賜物と深く感謝しております。

第9期生42名が卒業したことにより、経営塾は322名172社の卒塾生を輩出したこととなります。

なお来期、第10期経営塾は平成25年6月より実施することとしております。

カリキュラムの予定は下記の通りです(一部変更がある場合はご了承ください)。

募集につきましては、3月中旬頃にパンフレットやホームページ等にてご案内させていただきます。産業廃棄物処理業経営にかかわる方、ご関心のある方は奮ってご応募いただければと思います。

(産業廃棄物処理業経営塾事務局)



田中塾長の言葉を熱心に聞く9期生の皆さん

第10期(平成25年度)カリキュラムの予定

日 時	カリキュラム
6月7日(金)	産業廃棄物処理事業概論
6月20日(木)	産廃にかかる法制度・行政
7月4日(木)	産業界・排出事業者
7月18日(木)~19日(金)	夏季合宿研修 ~他業界の事例研究~
8月1日(木)	コンプライアンス
9月5日(木)	産廃処理業の経営Ⅰ
9月19日(木)	産廃処理業の経営Ⅱ
9月20日(金)	施設見学会
10月3日(木)	廃棄物技術
10月4日(金)	施設計画・財務
10月24日(木)~25日(金)	秋季合宿研修 ~グループ討議(テーマ別)~
11月14日(木)	処理業経営者に期待すること
11月29日(金)	卒塾式

企業

経営塾 OB会

紹介

(株)明輝クリーナー

代表取締役専務 経営塾3期生 小島孝信
統括管理本部係長 経営塾8期生 鈴木亮彦

企業名 株式会社明輝クリーナー

所在地 愛知県豊橋市若松町字中山101番地34

代表者 代表取締役社長 小島 晃

創業 1972(昭和47)年3月

設立 1977(昭和52)年4月

資本金 2,000万円

弊社は昭和47年(1972年)に代表である小島晃が夜学に通う傍ら地元スーパーの廃棄物運搬の委託を受けたことにルーツを持ちます。折しも昭和45年のいわゆる公害国会直後のことでしたが、地方の一都市である豊橋市では廃棄物処理の概念が十分に浸透している状況にありませんでした。しかし廃棄物処理事業が必要とされる時代が必ず来るという信念のもと、昭和52年に個人事業を法人化し現在の基礎が作られました。その後も様々な許可や設備を取得し、現在は県内5市の一般廃棄物回収許可、愛知県を中心とした東海地方4県の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)運搬許可と本社・工場の2拠点で中間処理事業を展開して



KHPL-2500B 型ストーカ炉

おります。

■車両・許可設備について

運搬車両は一廃・産廃合わせて約60台を保有しております。車両のカラーリングを明るくし、一目で自社車両の判別ができるようにしております。地方都市の地域性を考慮した車両導入を進めており、軽車両から大型車両までを配備し、地元密着型の機動力を活かしたサービス展開が顧客から好評を頂いております。車両設備には計量器やドライブレコーダー、デジタルタコグラフの導入を推進しており、配車の効率化や経済走行推進を実施しております。社員教育の一環として、保険会社



本社工舎と収集車両

による運転適性診断や車両メーカーによる構造勉強会を定期的実施し、業務品質向上による顧客への信頼確保や社員への安全安心に対する意識付けにも積極的に取り組んでおります。

中間処理については、平成元年に^{はらまち}原町工場、平成3年に本社工場を開設し業務を開始致しました。保有許可は焼却、圧縮梱包・選別、破碎、油水分離、中和、脱水、減容固化を取得し、現在も2拠点体制で県内外から多様な廃棄物の受け入れを行っております。

■弊社の特色について

弊社の特色に人財(材)共育(教育・ともそだち)があります。これは創業時より最も大切にしている考え方であり、経営理念にも「明るく輝ける人材の育成」として掲げています。そのため「人」に関する社内の教育、各種の行事が年間を通じて多数開催しております。

■新卒採用活動

弊社は20年前より新卒採用を開始致しました。廃棄物処理事業者として比較的早い動きでありましたが、将来を予測してのことでした。初期には採用の苦勞もありましたが、地元会議所や多様な企業・大学とのパイプ作りを積極的に行なう戦略を進め、現在は社員数の3割近くが新卒社員となり



採用説明会では先輩との面談時間を多く確保

りました。入社後教育は自社で全てを企画・実施しており、毎年のように充実を図っております。配属後も定期的に3年目までのフォローアップ研修や、年間4回の個人評価も行ない、不安の払拭や目標値の修正を実施しております。長期的な視野で社会に通用する人材育成を進めております。

■EX(education)チームの存在

弊社独自の組織として運搬・処理の各部署にEXチーム(education=教育過程の意)を設置しております。これは新人の教育と育成を専属に行なう部署であり、管理職を始め全員が20代~30代で構成した部署です。新人はこの部署に配属され挨拶を始めとするマナー教育や仕事への心構えは勿論、廃棄物の知識に至るまでを徹底的に指導することで廃棄物のプロフェッショナル育成を目指しております。

■経営計画発表会

弊社では15年程前より決算期に経営計画発表会を開催しております。これは社員自らが企画・運営までを行ない、経営方針やビジョンを全社員が経営層と共有する重要な場となっております。近年は各部門で特色ある発表がされております。発表会には取引先も招待しており、弊社的一大イベントとなっております。顧客には全社員を見て



社員全員が集まった2013年新年会



経営計画発表会では社員一人ひとりが目標を発表

もらい、同時に会社を知ってもらい安心に繋げる良い機会となっております。

■最後に

豊橋市は530(ゴミゼロ)運動発祥の地であり、学校教育を含め市民を挙げての廃棄物に関する活動が見られます。このような地域に根差した弊社では近年、循環型社会形成への取り組みとして農業生産法人を立ち上げました。まだ開始したばかりですが、顧客から排出される食品残さをリサイクルするための新たな試みです。

今後とも、この業界の発展に貢献するのみならず、循環型社会構築のため様々な取り組みを進めて参る所存でございます。

(株)ミダック

取締役 経理部長 経営塾4期生
加藤恵子

企業名 株式会社ミダック

所在地 静岡県浜松市東区有玉南町2163番地

代表者 代表取締役社長 矢板橋一志

創業 昭和27年4月

設立 昭和39年7月

資本金 2億7,364万円

■事業内容

(1) 社名の由来

社名の由来は、^{みず}水と^{だいち}大地と^{くうき}空気の頭文字をとって「ミダック」としました。「水と大地と空気そして人、全てが共に栄えるかけがえのない地球を次の世代に美しく渡すために、その前線を担う環境創造集団としての社会的責任を自覚して、地球にやさしい廃棄物処理を追求する」ことを経営理念としています。

創業以来、「誠実こそ信頼の近道である。」という行動指針のもと、常に利他的な心を持って行動することを社員に徹底させ、今日までお客様との信頼を築いてきました。

(2) 事業内容と処理施設

当社の事業内容は、産業廃棄物の中間処理、

最終処分、収集運搬及び一般廃棄物の中間処理、収集運搬です。静岡県浜松市に汚泥・廃液の中間処理施設、固形廃棄物の破碎施設、及び管理型最終処分場を有しているほか、愛知県豊橋市では、汚泥等の選別・混練施設を展開しています。また、浜松市にある本社には収集運搬部門があり、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬を行っています。

なお、上述の処理施設においては、いずれも優良産廃処理業者の認定を受けており、産業廃棄物の収集運搬についても、東海地方の各県において同認定を受けています。

また、平成12年には(株)タクマと合併で、富士宮市に産業廃棄物及び一般廃棄物の焼却施設である「(株)ミダックふじの宮」を設立しました。当施設は、様々な廃棄物に対応できる焼却炉に



富士宮事業所の全景

加え、サーマルリサイクル設備を兼ね備えています。創業12年目を迎えた平成23年には当社が(株)ミダックふじの宮を完全子会社化、昨年においては吸収合併し、当社の「富士宮事業所」として新たなスタートを切っています。

当社では、富士宮事業所を含む全ての処理施設において施設見学会を開催しています。お客様における廃棄物処理委託先の実地確認、及び当社へのご意見を頂く機会として毎月開催しており、処理する側が率先して情報開示することにより、お客様に適正処理の現場確認をしていただくとともに、当社以外の施設の実地確認にも役立てるような見学会としています。

上記の処理施設の拠点以外にも、川崎市、名古屋市にそれぞれ営業拠点を展開しています。これらの拠点においては、当社での廃棄物処理だけではなく、主にお客様における Manifest の運用や処理委託先の調査・選定などの廃棄物管理について、専門知識を持った営業員によるサポート業務を行っています。

このように、当社では優良産廃処理業者の認定を受けている処理部門と収集運搬部門、及びお客様における廃棄物管理のサポート部門により、お客様から排出される廃棄物を、収集運搬、

中間処理から最終処分とその適正管理に至るまで、トータルでサポートしています。

■環境への取り組み

(1) 富士宮事業所におけるサーマルリサイクル

富士宮事業所では、廃棄物を焼却して得られる熱エネルギーを可能な限り回収し再利用を行っております。廃熱ボイラにより回収した蒸気は、蒸気タービン・汚泥乾燥機及び白煙低減防止対策の熱源に利用し、省エネルギー処理を実施しております。平成23年においては、サーマルリサイクルにより年間1,915MWhを発電しました。なお、サーマルリサイクルによって発電した電力は、施設内の動力源及び景観を損なわないための白煙防止対策に利用しています。

(2) 浜松市主催のクリーン作戦への参加

浜松市環境部主催の市天然記念物であるアカウミガメが安全に産卵できる砂浜を確保するための海岸清掃活動「ウェルカムクリーン作戦」、及び浜松市を代表する豊かな自然環境資源「浜名湖」を守る清掃活動「浜名湖クリーン作戦」へ参加しています。

なお、前者へは平成16年より、後者へは昨年より、社員とその家族が参加しています。

(3) 浜松市道路・河川里親制度の実施

「浜松市道路・河川里親制度」とは市民活動団体による浜松市道の美化活動や保全活動、河川の美化活動や生物・植物の育成などについて定めた制度です。当社は里親として申請しており、毎年2回道路の清掃及び除草活動を行っています。

(4) 「エコポイント評価制度」の運用

「エコポイント評価制度」とは、温室効果ガス排出量を削減するとともに、コスト削減につながる活動の促進、及び社員の環境問題に関する意識向上を目的とした当社の制度です。具体的

にはエコ通勤やボランティア活動への参加などの個人の取り組み、及び車両の燃費向上やCO2削減などの部門の取り組みについて、それぞれ評価項目を定め、達成するごとにエコポイントを付与しています。

当制度にてエコ通勤を始め、エコ活動を推進していることもあり、当社では全事業所にて交通エコロジー・モビリティ財団より「エコ通勤優良事業所認証」を受けています。また、浜松市内の事業所については、「平成23年度浜松市新エネ・省エネ対策トップランナー認定事業者」として、エコドライブ部門にて「S」クラス、エコ事業所部門にて「AA」クラスの認定を取得しました。

(5) カーボンオフセット付き「富士山エコツアー」

「富士山エコツアー」は、毎年8月にNPO法人浜松剣道連盟浜松支部が主催、当社が企画・後援している環境教育実習です。当ツアーの内容は、夏休み中の小学生に参加を募り、ツアーバスにて浜松から富士山麓へと向かい、不法投棄されたゴミの清掃活動を行うとともに、富士宮市にある当社の焼却施設を見学し、普段捨てられているゴミがどのように処理されているのかを勉強してもらおうというものです。また、「カーボンオフセット付き」として、ツアーバスより排出されるCO₂を事前に削減するため、子供達には夏休み中に自分達のできるエコ活動に取り組んでもらっています。

不法投棄されたゴミの中には、ドライバーがポイ捨てした一般廃棄物だけではなく、1人では運べないような自動車の部品や、使用済みの注射器などの産業廃棄物も数多くあります。参加した子供達は、日本で1番有名な山の麓に沢山のゴミが捨てられていることに驚きながらも、自分達の手で富士山をキレイにできたという達成感や、ゴミの焼却現場を見学したことによる感嘆など、多くを感じ取ってくれています。



富士山エコツアーの様子

また、当社からは新入社員を中心に若手社員が多く参加しています。廃棄物について勉強中の若手社員にとっても、様々なゴミが不法投棄されている現状と向き合い、改めて「廃棄物処理」という自分達の仕事の意義について考える貴重な機会となっています。

昨年で開催7回目を数える「富士山エコツアー」ですが、昨年11月22日全国産業廃棄物連合会青年部協議会主催の全国大会にて開催されたCSR²プロジェクト表彰式において、「ステークホルダーとの共同実施部門」の「審査委員長賞」を受賞しました。



人に自慢できることはあまりありませんが、一つ挙げるとすればモータースポーツへの情熱と言えるでしょう。私が高校生の時、念願だった鈴鹿F1初観戦があまりに衝撃的でした。歴史に残る衝撃的なスタートで幕を開け、日本人が史上初の表彰台フィニッシュ。これを目の当たりにしてしまった私は完全にハマってしまいました。

以後、鈴鹿F1日本グランプリは全て生で観戦し、2度の海外F1観戦と日本で開催された世界選手権レースはほとんど生で観戦しています。モータースポーツは一言でいうと「速く走った者勝ち」ですが「技術」「戦略」「組織」「政治」すべてがうまく噛み合い、運を引き寄せなければ勝てない奥深さがあります。逆にこれが観戦を複雑にさせ「テレビの方が解りや

すいじゃない！」との声もありますが、現場の魅力は圧倒的にテレビをはるか上回ります。マシンの美しさ、エンジン音、オイルとタイヤのにおい、15万人の観衆が日曜午後の決勝スタート一点に集中し歓声をあげる。涙涙の鳥肌もんですよ！

ただ、日本ではモータースポーツの最高峰であるF1ですら地上波テレビ放送されないほどモータースポーツ後進国であることが非常に残念でなりません。

これを読まれた皆さん、今年も10月に日本が世界に誇る難コース鈴鹿サーキットで日本グランプリが開催されます。今年こそ生F1を感じてみてください。

(株)プランテック専務執行役員 勝井 基明



閑話休題

日本をモータースポーツ先進国に!

経営塾2期生 勝井基明



編集後記

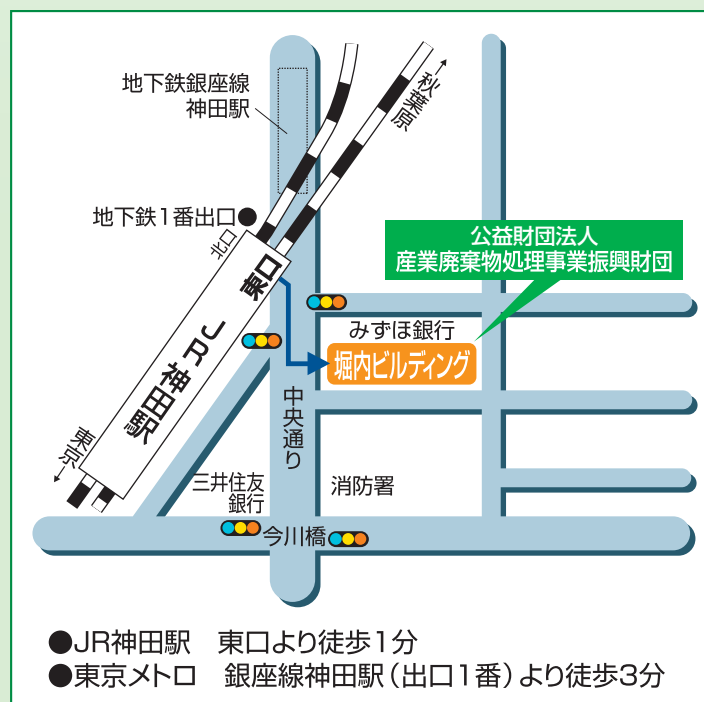
厳しい船出である。爆弾低気圧により成人の日の1月14日、関東甲信越は大雪ということで交通等が混乱した。しかし、テレビの映像からは横殴りの雪の中、足下をぬらしながらも成人式に向かう振り袖姿が頼もしく見えた。ところで、雪国で育ち、2m~3mの積雪を経験したものととり、8cm~10cm程度の積雪で騒ぐ首都圏には当初違和感を覚えていた。また、雪と言ってもこな雪かべた雪などの違いがある。北海道のパウダースノー(こな雪)のスキー場で

滑ったときには上手く滑れる自分に感動した。

青森県出身の太宰治の作品「津軽」からとったと言われる、新沼謙治が歌う「津軽恋女」に「津軽には7つの雪が降るとか こな雪、つぶ雪、わた雪、ざらめ雪、みず雪、かた雪、春待つ氷雪」という歌詞があり、時々カラオケで歌っている。しかし、こな雪やわた雪が降ってくるのは分かるが、ざらめ雪やかた雪は違うのではと多少違和感を持って歌っていた。今回、改めて調べてみると雪の名称

は大別して降っている雪(降雪)と積もっている雪(積雪)があり、太宰は積雪で分類し、演歌の歌詞も良く聴けばそうであるが、どうやら降雪としてのイメージで歌っていたようで長年の違和感は解消した。ところで、降雪で「こな雪、つぶ雪、わた雪、ぼたん雪、たま雪、はい雪、もち雪、べた雪、みず雪、みぞれ雪」などの名前があるが幾つ実感して理解できますか。筆者は7つ実感できます。

(一循)



産廃振興財団NEWS

2013.2 vol.20 No.69

発行日 平成25年2月28日

発行人 樋口 成彬

発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号堀内ビルディング3階
TEL (03)3526-0155 FAX (03)3526-0156
URL <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社